

令和6年度

佐賀市農業委員会概要書

佐賀市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一．農業委員会は

農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。

一．農業委員会は

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。

一．農業委員会は

農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一．農業委員会は

認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。

一．農業委員会は

暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

目 次

佐賀市の概要	1
1 沿 革	1
2 人口と面積	1
3 農業の特色	1
4 農業の概要	3
佐賀市農業委員会	4
1 沿 革	4
2 構 成	6
3 歴 代 会 長	6
4 委 員 定 数	7
5 委 員 名 簿	7
(1) 農業委員 (24 人) (2) 農地利用最適化推進委員 (39 人)	
6 会議の設置及び処理事項	9
7 事務局事務分掌	10
8 所掌事務事業	11
(1) 農地係関係 (2) 振興係関係	
9 令和5年度事業実績	13
(1) 事業経過 (2) 令和5年度会議開催状況 (3) 通常総会審議内容 (4) 役員会審議内容 (5) 定例総会審議内容 (6) 調査会 (7) グループ活動 (8) 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出 (9) 「さがし農業委員会だより」の発行 (10) 全国農業新聞の購読推進 (11) 贈与税及び相続税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の取扱い件数 (12) 家族経営協定の推進	
10 農地等利用最適化推進施策に関する意見書	21
11 農 業 者 年 金	29
(1) 農業者年金の受託業務状況 (2) 農業者年金受給者及び新制度加入者の状況	
12 農地の賃借料情報	31
13 農業経営基盤強化促進事業	32
14 農地移動状況	33
(1) 農地法第3条 (2) 農地法第4・5条 (3) 農地法第18条 (4) その他	
15 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」	39

参 考

1	農地の売買・賃借などについて（農地法第3条）	44
2	農地の相続等の権利取得の届出制度について（農地法第3条の3）	45
3	農地の転用について（農地法第4条・5条）	46
4	違反転用に対する処分（農地法第51条ほか）	49
5	農地の賃貸借の更新について（農地法第17条）	50
6	農地の賃貸借の解約について（農地法第18条）	50
7	和解の仲介に関する事（農地法第25条ほか）	50
8	遊休農地（耕作放棄地）対策について（農地法第30条ほか）	51
9	農業経営基盤強化促進法について（農地の賃借・売買） （1）利用権設定等促進事業（農地の賃借） （2）農地売買等特例事業（農地の売買）	53
10	農地の名義変更について （1）売買による変更 （2）交換による変更 （3）贈与による変更 （4）相続による変更 （5）遺言書	55
11	農業者年金制度について （1）農業者年金制度の改正 （2）新制度の農業者年金 （3）旧制度の農業者年金 （4）現況届 （5）年金受給相談	57
12	各種申請等の手続に必要な書類について	62
13	各種証明書の交付について	65

佐賀市の概要

1 沿革

佐賀市は、平成17年10月1日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併して誕生しました。さらに、平成19年10月1日には、川副町、東与賀町及び久保田町と合併し現在に至っています。

新しい佐賀市は、脊振山系の山ろく部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる「有明海」など素晴らしい環境に恵まれています。特に観光面においては、山間部にある観光りんご園、温泉、また、沿岸部における干潟の個性的な動植物など、多様な魅力を備えるまちとなりました。

また、平成27年5月には、渡り鳥のシギ・チドリ類飛来数日本一を誇り、紅葉する塩生生物「シチメンソウ」が自生する「東よか干潟」が、ラムサール条約湿地に登録され、平成27年7月には、日本初の実用蒸気船「凌風丸」が造られた「三重津海軍所跡」が、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」のひとつとして、世界文化遺産に登録されました。

今後も、市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら、市の将来像として掲げている「豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが」の実現を目指しています。

2 人口と面積（令和6年3月末現在）

- ・総人口 227,066人
- ・総世帯 103,966世帯
- ・総面積 431.82平方キロメートル

3 農業の特色

(1) 地域の特性に応じた農業の展開

ア 全国有数の農地面積

令和5年の経営耕地面積10,500ヘクタールのうち、水稻が5,474ヘクタール、大豆が2,669ヘクタール作付されており、全体の78%を占めています。また、平坦地域においては、裏作の麦生産が全国有数の産地となっており、7,085ヘクタールが作付されています。

イ 平坦地域、中山間地域、それぞれの多様な農業の推進

中山間地域から平坦地域では、農地の標高差が500m以上あり、中山間地域では夏季の冷涼な気候を活かし、ホウレンソウ、パセリ、レタス、ピーマンなどの野菜、山麓部ではマルチ栽培をはじめとしたみかん等の果樹の生産が展開されています。

また平坦地域では、米、麦、大豆、たまねぎをはじめ、アスパラガス、イチゴ、トマト、ナス、キュウリなどの施設野菜や、バラ、電照キク等の花きなどの多様な農産物の生産が展開されています。

(2) 整備された生産基盤と担い手への農地集積率の高さ

ア 整備された生産基盤

土地利用率高く、生産性の高い農業の展開が期待できます。平坦地域では、ほ場整備・かんがい排水事業、大規模共同乾燥調製貯蔵施設等の整備が実施され、生産性の高い農業を展開できる耕地や施設が整備されており、農地利用の高さは、全国トップレベルです。

イ 農地集積率

令和6年3月末時点の農地集積率は、全国平均60.4%に対して、本市は81.3%となっており、平坦地域を中心として、担い手農家（認定農業者、集落営農組織及び農事組合法人）への農地集積が進んでいます。

(3) 農業への理解醸成

ア 地産地消の推進

安全・安心な農産物の地産地消の取組として、消費者がサポーターとなり、作業ボランティアに従事するなど、市民が農にふれあうことにより、農業への理解が深まっています。

市民が市産農産物を購入できる農産物直売所は市内全域に広がっており、積極的に購入する取組も定着してきています。

イ グリーンツーリズムの進展

コロナ禍の生活スタイルの変化により、世の中では、キャンプやグランピング、農泊など、農村空間に対する期待が高まっています。

本市は、福岡都市圏と隣接する北部地域をはじめとして、市内全域で観光などと組み合わせたグリーンツーリズムが行われており、農業振興と地域の活性化につながっています。

4 農業の概要

※農林業センサス

調査年		農家数				農家人口（世帯員数）			経営耕地面積（ha）				
		総数	販売農家			総数	男	女	総面積	用途別経営耕地面積			
			専業	一兼	二兼					田	畑	樹園地	
平成17年	佐賀市	6,289	1,095	1,420	2,882	23,845	11,621	12,224	10,219	9,703	196	321	
	旧市町村	佐賀市	2,178	374	509	974	8,217	3,998	4,219	3,731	3,635	75	21
		諸富町	281	61	58	129	1,121	549	572	535	531	3	0
		大和町	875	153	163	344	2,923	1,423	1,500	969	607	79	284
		富士町	620	84	111	336	2,316	1,118	1,198	628	604	22	2
		三瀬村	241	39	28	140	857	421	436	245	226	8	11
		川副町	1,197	231	352	515	4,898	2,424	2,474	2,355	2,352	2	1
		東与賀町	502	85	119	222	1,870	894	976	933	925	6	2
		久保田町	395	68	80	222	1,643	794	849	823	823	1	-
平成22年	佐賀市	3,426	760	640	1,248	11,137	5,457	5,680	10,821	10,253	275	294	
	旧市町村	佐賀市	1,064	218	170	373	3,192	1,574	1,618	3,976	3,892	68	16
		諸富町	110	37	29	30	422	199	223	553	545	8	0
		大和町	712	129	116	216	1,949	956	993	940	625	59	257
		富士町	598	102	74	326	2,072	996	1,076	648	606	40	3
		三瀬村	233	41	20	141	787	384	403	252	229	9	15
		川副町	400	140	129	75	1,500	746	754	2,503	2,417	87	0
		東与賀町	168	46	65	37	656	327	329	977	971	5	1
		久保田町	141	37	29	47	483	240	243	810	810	-	-
平成27年	佐賀市	3,030	809	458	1,073	9,049	4,442	4,607	10,174	9,668	255	251	
	旧市町村	佐賀市	938	234	113	322	2,568	1,247	1,321	3,493	3,427	54	11
		諸富町	91	32	24	24	310	149	161	543	535	7	0
		大和町	604	122	72	196	1,508	750	758	858	580	55	223
		富士町	518	124	47	273	1,688	820	868	605	573	29	3
		三瀬村	201	41	15	115	599	296	303	236	213	9	13
		川副町	382	164	112	64	1,301	647	654	2,506	2,421	85	0
		東与賀町	179	53	53	40	629	315	314	1,001	990	10	1
		久保田町	117	36	18	34	391	190	201	769	762	6	-
令和2年	佐賀市	2,662				7,468	4,939	2,529	10,454	10,060	153	241	
	旧市町村	佐賀市	814				2,302	1,564	738	3,837	3,772	53	9
		諸富町	53				270	201	69	527	518	10	0
		大和町	546				963	568	395	856	584	51	221
		富士町	471				1,014	587	427	549	523	25	1
		三瀬村	194				457	270	187	215	198	7	10
		川副町	348				1,414	1,003	411	2,509	2,505	5	0
		東与賀町	141				533	366	167	954	953	1	-
		久保田町	95				437	321	116	836	836	-	-

(注) 農家数のうち販売農家の専兼業別分類は、2020年（令和2年）農林業センサスより廃止となっている。

(注) 一部、統計数値が公表されていないため、佐賀市の数値が旧市町村の合計値と一致しない場合がある。

佐賀市農業委員会

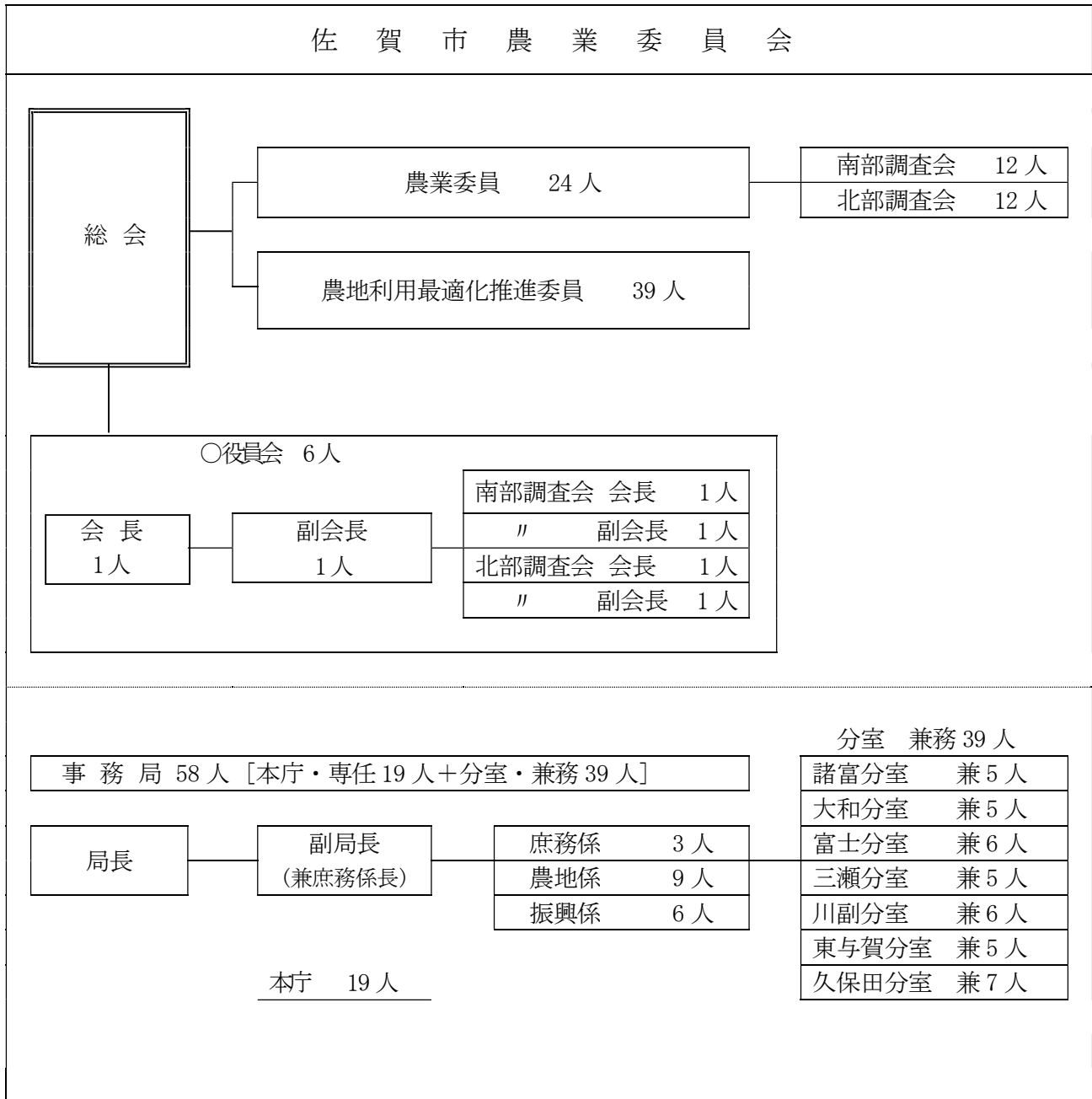
1 沿革

年月日	沿革	委員定数
平成17年10月1日	佐賀市農業委員会を新たに設置する。 合併特例法の適用により在任特例期間中は、旧市町村のすべての公選委員78人が引き続き在任する。 旧佐賀市30人、旧諸富町13人、旧大和町15人、 旧富士町10人、旧三瀬村10人 ・農業団体推薦委員8人 ・土地改良区推薦委員1人 ・議会推薦委員4人（11月4日選任） ○農地部会と振興部会を設置 ・東部調査会、西部調査会、諸富調査会、大和調査会、 富士調査会、三瀬調査会の6調査会を設置	選挙委員78人 (委員総数91人) 《在任特例期間》 平成17年10月1日 ） 平成18年3月31日
平成18年3月12日	第1回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員30人
平成18年4月1日	一般選挙後、初めての総会を開催する。 ・選挙委員30人 ・選任委員7人（農業団体推薦2人、土地改良区推薦1人、 議会推薦4人） ○農地部会18人、振興部会19人の2部会を設置 ・東部調査会と西部調査会の2調査会を設置	選挙委員30人 (委員総数37人)
平成19年10月1日	合併後、総会を開催する。 合併特例法の適用により在任特例期間中は、旧市町のすべての公選委員59人が引き続き在任する。 旧佐賀市30人、旧川副町16人、旧東与賀町7人、 旧久保田町6人 ・農業団体推薦委員2人、土地改良区1人 ・議会推薦委員4人（11月9日選任） ○農地部会18人、振興部会25人 ・東部調査会、西部調査会、川副調査会、東与賀調査会、 久保田調査会の5調査会を設置	選挙委員59人 (委員総数66人) 《在任特例期間》 平成19年10月1日 ） 平成21年3月31日
平成21年3月15日	第2回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員38人
平成21年4月1日	一般選挙後、初めての総会を開催する。 ・選挙委員38人 ・選任委員7人（農業団体推薦2人、土地改良区推薦1人、 議会推薦4人） ○農地部会18人、振興部会27人の2部会を設置 ・南部調査会と北部調査会の2調査会を設置	選挙委員38人 (委員総数45人) (任期：3年)
平成24年3月11日	第3回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員38人
平成27年3月1日	第4回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員38人
平成29年1月1日	農地転用許可権限に係る指定市町村の指定を受ける。	選挙委員38人
平成30年4月1日	法改正に伴い新体制へ移行 ○市長が、議会の同意を得て農業委員会委員を任命 ・農業委員24人 ○農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱 ・推進委員39人	農業委員24人 推進委員39人 計63人 (任期：3年)

年月日	沿 革	委員定数
令和3年4月1日	任期満了に伴い新制度2期目 ○市長が、議会の同意を得て農業委員会委員を任命 ・農業委員 24人 ○農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱 ・推進委員 39人	農業委員 24人 推進委員 39人 計 63人 (任期:3年)
令和6年4月1日	任期満了に伴い新制度3期目 ○市長が、議会の同意を得て農業委員会委員を任命 ・農業委員 24人 ○農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱 ・推進委員 39人	農業委員 24人 推進委員 39人 計 63人 (任期:3年)

2 構 成

令和6年4月1日現在



3 歴代会長

氏 名	就 任 年 月 日
松田 孝雄	平成 17 年 10 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日
馬郡 修	平成 18 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
坂井 邦夫	平成 24 年 4 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日
大園 敏明	令和 3 年 4 月 1 日～現在

4 委員定数 (令和6年4月1日現在)

- ・農業委員会委員 24人
- ・農地利用最適化推進委員 39人

*改正された農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、農業委員会委員の公選制が廃止され、佐賀市においては平成30年4月から新体制に移行し、令和6年4月1日から新制度移行3期目となりました。

5 委員名簿

(1) 農業委員 (24人)

地区名	氏名	電話番号	地区名	氏名	電話番号
嘉瀬	蒲原 茂	090-4589-0512	鍋島	田中 郁子	30-4818
西与賀	飯盛 秀俊	090-8662-0611		布上 直道	32-1815
本庄	野田 悦伸	22-0595	中央	野田 政光	24-4023
北川副	式町 弘	090-4515-5482	高木瀬	永渕 昭	30-9038
巨勢	鵜池 隆喜	97-0482	兵庫	宮崎 和彦	30-9416
蓮池	平尾 泰弘	97-0321	金立	千綿文太郎	98-1058
諸富	長尾 貞文	090-3987-2149	久保泉	山田 智	98-3587
川副	◎大園 敏明	45-0192	大和	北村タツ子	62-4835
	増田 政治	45-3063		○吉田 和文	62-1394
東与賀	山田 道春	080-5252-0034		中山 光	62-5026
	山田 敦	090-5730-1068	富士	江口 典弘	090-1873-0807
久保田	八次 正	68-2282	三瀬	藤野 兼治	090-9585-4084

◎は会長、○は副会長

(2) 農地利用最適化推進委員 (39 人)

地区名	氏 名	電話番号	地区名	氏 名	電話番号
嘉 瀬	船津丸浩之	090-2512-5007	鍋 島	納富 正文	26-3362
	梅原 克宏	090-8668-1788		松永 康弘	090-3799-3989
西与賀	蒲原 康文	090-4357-2761	中 央	貞富 裕昭	24-1952
本 庄	鳥谷 直己	26-0183	高木瀬	牧 良利	30-9384
北川副	馬場 広己	090-4349-1660	兵 庫	内田 義和	090-4585-8911
巨 勢	高橋 勝正	090-2580-2038		吉浦 和俊	080-1777-4633
蓮 池	園田 照男	97-0361	金 立	石田 勝美	98-0887
諸 富	山口 豊	090-8918-8747		永渕 敏信	98-0718
	吉田 泰理	090-7476-6990	久保泉	山本 輝夫	98-3116
川 副	徳永 正廣	45-1510		宮田 正彦	090-1872-3408
	野田 正喜	090-8830-1433		中嶋 浩樹	090-3227-9441
	元村 和則	45-3348	大 和	原口 雅敏	62-1659
	長谷川正博	090-4998-7014		飯塚 浩二	62-3483
東与賀	徳久 繁樹	090-5945-8126		副島 智幸	62-0492
	古川 友計	090-2712-3163	吉浦 正蔵	090-5738-5414	
久保田	山崎 芳高	68-2570	富 士	杉山 貞信	090-4589-8806
	塚原 勝則	090-8669-7801		吉浦 明	57-2809
	森 光則	090-8766-1569		光野 武広	58-2636
			三 瀬	眞手 秋浩	080-5273-2789
				久米 正喜	090-8391-8698
				杠 春好	080-8952-9910

6 会議の設置及び処理事項

種 別	内 容
総 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会の基本的事項に関する事項 2 農地法その他の法令によりその権限に属する事項 3 土地改良法その他の法令により、その権限に属する農地等の交換分合及びこれに付随する事項 4 農業経営基盤強化促進法によりその権限に属する事項 5 農地等の利用関係についてのあっせん（仲介）及び争議の防止に関する事項 6 農地等の交換分合のあっせん、その他農地事情の改善に関する事項 7 農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況の公表及び農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出 8 総会の議案決定に関する事項 9 役員を選出に関する事項 10 その他、会長が必要と認める事項
役員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会の運営に関する事項 2 その他、会長が必要と認める事項
調査会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会等に関する法律第35条第1項に定める事項 2 その他、会長が指示する事項

7 事務局事務分掌

令和6年4月1日現在

区 分	職名及び職員数		備 考	
	局 長	1		
	副局長	1		
本 部	庶務係 (直通) 40-7340	副局長兼係長 主 査	(1) 2	1 公印の管理に関する事。 2 所属職員の任免、服務その他人事に関する事。 3 文書の收受、発送及び保存に関する事。 4 予算・決算に関する事。 5 物品の請求、備品の管理、消耗品の受払保管に関する事。 6 条例、規程等の整備に関する事。 7 総会及び役員会に関する事。 8 他の係の所管に属しない事。
	農地係 (直通) 40-7341	主幹兼係長 主 幹 主 査 主 事	1 2 3 3	1 農地法関係事務及び総会、調査会に関する事。 2 農地利用状況調査（農地パトロール）に関する事。 3 農地利用意向調査に関する事。 4 遊休農地の発生防止・解消に関する事。 5 農地紛争の和解の仲介に関する事。
	振興係 (直通) 40-7342	係 長 主 査 主 事 再任用	1 2 2 1	1 利用権設定等促進事業に関する事。 2 農地売買等特例事業に関する事。 3 農業者年金に関する事。 4 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に関する事。 5 農業委員会活動の啓発・広報に関する事。 6 農地中間管理機構との連携に関する事。 7 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予に関する事。 8 その他農業振興に関する事。
小計		19		

諸富分室 47-4905	兼分室長 1、兼主幹 2 兼主査 2	計 5	*各支所総務・地域振興グループで 農業委員会事務局を兼務 39人 <<7分室共通>> 農業委員会に関する業務のうち、分室業務に 関すること。
大和分室 62-1112	兼分室長 1、兼主幹 3 兼主査 1	計 5	
富士分室 58-2112	兼分室長 1、兼主査 4 兼再任用 1	計 6	
三瀬分室 56-2111	兼分室長 1、兼主幹 1 兼主査 3	計 5	
川副分室 45-1111	兼分室長 1、兼主幹 1 兼主査 3、 兼再任用 1	計 6	
東与賀分室 45-1022	兼分室長 1、兼主幹 1 兼主査 2、 兼再任用 1	計 5	
久保田分室 68-2111	兼分室長 1、兼主幹 2 兼主査 2、 兼主事 2	計 7	

◎事務局職員総数 58人 (19人+兼務39人)

8 所掌事務事業

(1) 農地係関係

農地法の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律・国土利用計画法・都市計画関係諸法との関連に配慮しつつ、農業生産の場である農地の確保と、計画的な農地の有効利用を図ります。

ア 農地法関係事務及び総会、調査会

(ア) 農地法第3条（農地を農地のまま権利の移転、設定をする場合）許可申請については、農地法第3条第2項各号の規定により、調査会及び総会で審議・決定をします。

また、相続等により農地の権利を取得した者についても、第3条の3の規定による届出の処理を行います。

(イ) 農地法第4条（自らの農地を農地以外の目的に供する場合）及び第5条（農地の権利移転等を伴って農地を農地以外の目的に供する場合）の規定に基づく転用許可申請については、農地転用許可基準に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

(ウ) 農地法第18条第1項（農地の賃貸借の解約等をする場合）の許可申請については、同条第2項の規定に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

(エ) その他、農地法に基づく届出及び諸証明等の事務処理については、適正かつ迅速に処理を行います。

イ 農地利用状況調査（農地パトロール）

農業委員会が、管内全ての農地の利用状況について調査を行い、遊休農地がある場合には是正指導等を行います。

ウ 農地利用意向調査

農地利用状況調査により判明した遊休農地に関しては、所有者等への意向調査を行い、農地の有効活用を推進します。

エ 遊休農地の発生防止・解消

農地の有効利用を図るため、遊休農地の発生防止及び解消に向けて、ホームページ等での啓蒙活動を行うとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、遊休農地の解消に努めます。

オ 農地紛争の和解の仲介

農地の利用関係をめぐる紛争が生じた場合は、農地法に基づき対処します。

(2) 振興係関係

ア 利用権設定等促進事業の推進

意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化を図り、農業経営基盤の強化を促進するため、農業振興地域内の農地について、利用権設定等促進事業（農用地の利用権設定等を促進する事業）を推進します。

イ 農地売買等特例事業の推進

農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）に売却相談があった農地を、農業経営の規模拡大等を考えている担い手（認定農業者等）に、農地利用最適化推進委員等があっせん（仲介）を行い、売買の調整ができたものについて、県農業公社が買入れた後、担い手に売渡す農地売買等特例事業を推進します。

ウ 農業者年金事業の推進

農業者年金事業を通じて、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業経営の担い手の確保に努めます。

エ 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出

農業委員会活動の中で得られた知見等に基づき、農地利用最適化の推進をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長へ提出します。

オ 農業委員会活動の周知・啓発

毎年1月に発行する「さがし農業委員会だより」に、農業委員・農地利用最適化推進委員や担い手の紹介、農業者年金の加入推進や全国農業新聞の購読推進、農地の売買・転用・利用権設定の手続に関する情報などを掲載し、市内の農業者等に対して農業委員会活動の周知・啓発を行います。

カ 農地中間管理機構との連携

農地中間管理機構（佐賀県農業公社）が持つ農地の中間保有機能を活用して、担い手への農地の利用集積を促進し、農業経営体の育成・確保を図ります。

キ 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予制度の周知等

農業後継者が生前一括贈与により農地を取得した場合、また、相続人が相続又は遺贈により農地を取得した場合には、それぞれに贈与税、相続税の納税猶予制度が設けられています。農業後継者の育成と農地の分散防止のため、農地等の納税猶予制度の周知及びその制度に付随する事務手続等を行います。

ク その他農業振興関係事務

農地所有適格法人に対する指導や家族経営協定の推進など、農業振興上必要な事務等を行います。

9 令和5年度事業実績

(1) 事業経過

月	日	主催	事 項	場 所
令和5年 4月	12	市	4月定例役員会	大和支所 第4会議室
	17	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	19	市	4月定例総会	本庁 大会議室
	21	市	第1回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会	大和支所 第4会議室
5月	10	市	5月定例役員会	大和支所 第4会議室
	15	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	18	市	5月定例総会	本庁 大会議室
	19	県農業会議	農業会議 監査・役員会	佐賀総合庁舎
	24	県農業会議	農業会議理事会	佐賀総合庁舎
	25	県都市農協議会	県都市農業委員会協議会総会、研修会	サンメッセ鳥栖
	30	全国農業会議所	全国農業委員会会長大会	東京都
	31	全国農業会議所	国会議員への要請活動	東京都
6月	8	市	6月定例役員会	東与賀支所 大会議室
	15	県農業会議	農業会議通常総会、臨時理事会	グランデはがくれ
	15	県農業会議	市町農業委員会会長会議	グランデはがくれ
	16	市	6月定例総会	本庁 大会議室
7月	7	市	第2回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会	グランデはがくれ
	11	市	7月定例役員会	大和支所 第3会議室
	19	市	7月定例総会	本庁 大会議室
	27	市	農地利用最適化推進委員先進地視察研修	長崎県南島原市
8月	7	市	8月定例役員会	東与賀支所 大会議室
	8	県農業会議	農業会議臨時理事会（書面議決）	-
	18	市	8月定例総会	本庁 大会議室
	24	市	農業委員先進地視察研修	福岡県宗像市
	25	〃	〃	福岡県糸島市
	28	県農業会議	農業委員・農地利用最適化推進委員研修会	鳥栖市民文化会館
9月	6	県農業会議	農業会議臨時総会（書面議決）	-
	11	市	9月定例役員会	大和支所 第4会議室
	15	県農業会議	常設審議委員会	グランデはがくれ
	15	県農業会議	農業会議臨時理事会	グランデはがくれ
	15	県農業会議	市町農業委員会会長会議	グランデはがくれ
	19	市	9月定例総会	本庁 大会議室
	28	市	佐賀市長へ農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出	本庁 庁議室
10月	10	市	10月定例役員会	東与賀支所 大会議室
	16	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	18	市	10月定例総会	本庁 大会議室
	24	県都市農協議会	都市農業委員会協議会先進地視察研修	熊本県天草市
	25	〃	〃	熊本県菊池郡大津町

※「市」は、「佐賀市農業委員会」

月	日	主催	事 項	場 所
11月	8	市	11月定例役員会	東与賀支所 大会議室
	13	県農業会議	九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会	熊本県熊本市
	14	〃	〃	〃
	15	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	16	市	11月定例総会	本庁 大会議室
	29	全国農業会議所	農業者年金加入推進セミナー	東京都
	30	全国農業会議所	全国農業委員会会長代表者集会	東京都
12月	11	市	12月定例役員会	大和支所 第4会議室
	18	市	12月定例総会	本庁 大会議室
令和6年 1月	10	市	1月定例役員会	大和支所 第4会議室
	15	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	18	市	1月定例総会	本庁 大会議室
	25	県農業会議	第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会	上峰町民センター
2月	5	市	第3回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会	大和支所 第4会議室
	7	市	2月定例役員会	東与賀支所 大会議室
	16	市	2月定例総会	本庁 大会議室
	22	県農業会議	佐賀県農業委員会女性委員研修会	佐賀総合庁舎
3月	11	市	3月定例役員会	大和支所 第3会議室
	18	市	3月定例総会	本庁 大会議室
	21	県農業会議	農業会議理事会	佐賀総合庁舎
	22	市	農業委員会通常総会	四季彩ホテル千代田館
	22	市	農業委員会親睦会総会	四季彩ホテル千代田館
	26	市	農業委員・農地利用最適化推進委員事前説明会	本庁 大会議室

※「市」は、「佐賀市農業委員会」

◎ 農業委員先進地視察研修

視察日：令和5年8月24日～25日

視察先：福岡県宗像市農業委員会 他

内 容：非農地の運用状況について、

農業委員会サポートシステムの活用状況について 他

◎ 農地利用最適化推進委員先進地視察研修

視察日：令和5年7月27日

視察先：長崎県南島原市農業委員会

内 容：農業者年金加入推進活動について 他

(2) 令和5年度会議開催状況

月	通常総会	定例総会	臨時総会	役員会	調査会		農業者年金 グループ	広報 グループ
					南部	北部		
4		○		○	○	○	○	○
5		○		○	○	○		
6		○		○	○	○		
7		○		○	○	○	○	○
8		○		○	○	○		○
9		○		○	○	○		○
10		○		○	○	○	○	○
11		○		○	○	○		
12		○		○	○	○		
1		○		○	○	○		
2		○		○	○	○	○	
3	○	○		○	○	○	○	○
計	1回	12回	0回	12回	12回	12回	5回	6回

(3) 通常総会審議内容

総会名 (期日)	議事内容
通常総会 (令和6年3月22日)	(1) 令和5年度事業報告について ① 活動状況報告 ② 役員会事業報告 ③ 総会等事業報告 ④ グループ活動報告 (2) 佐賀市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

(4) 役員会審議内容

月 日	協 議 事 項 等	会 場
令和5年 4月 12日	4月定例役員会 (1) 令和5年度佐賀市農業委員会の運営について (2) 第1回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (3) 令和5年度最適化活動の目標の設定について (4) 令和4年度最適化活動の点検・評価について (5) 農業者年金の加入推進について (6) 「さがし農業委員会だより（第25号）」の発行について (7) 委員募集に係る推薦依頼について (8) その他	大和支所 第4会議室
5月 10日	5月定例役員会 (1) 第2回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (2) 令和4年度農地パトロールの結果について (3) その他	大和支所 第4会議室
6月 8日	6月定例役員会 (1) 第2回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (2) 農地利用最適化推進委員先進地視察研修について (3) その他	東与賀支所 大会議室
7月 11日	7月定例役員会 (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について (2) 委員募集について (3) その他	大和支所 第3会議室
8月 7日	8月定例役員会 (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の項目等について (2) 農業委員先進地視察研修について (3) その他	東与賀支所 大会議室
9月 11日	9月定例役員会 (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について (2) 委員募集の状況について (3) その他	大和支所 第4会議室
10月 10日	10月定例役員会 (1) 「佐賀市農業委員会だより（第25号）」の発行について (2) 委員募集の結果について (3) 役員会先進地視察研修について (4) その他	東与賀支所 大会議室
11月 8日	11月定例役員会 (1) 農地利用最適化推進施策に関する意見書の回答について (2) 令和6年度年間会議日程（案）について (3) 新農業委員及び農地利用最適化推進委員に係るスケジュールについて (4) その他	東与賀支所 大会議室
12月 11日	12月定例役員会 (1) 第3回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (2) 第2回市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について (3) その他	大和支所 第4会議室

月 日	協 議 事 項 等	会 場
令和6年 1月 10日	1月定例役員会 (1) 第3回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (2) その他	大和支所 第4会議室
2月 7日	2月定例役員会 (1) 令和5年度通常総会及び親睦会総会の概要について (2) 新農業委員・農地利用最適化推進委員事前説明会について (3) 令和6年度臨時総会の概要について (4) その他	東与賀支所 大会議室
3月 11日	3月定例役員会 (1) 令和5年度通常総会及び親睦会総会について (2) 農業委員・農地利用最適化推進委員事前説明会について (3) 令和6年度臨時総会について (4) 地元農業者からの意見の収集及び集約について (5) その他	大和支所 第3会議室

(5) 定例総会審議内容

(単位：件)

種別：月	佐賀市												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
3条の3届出	11	10	6	13	17	8	2	15	4	7	8	6	107	
18条解約通知・届出	17	17	17	8	10	8	13	18	33	13	23	26	203	
使用貸借解約通知	7	8	2	3		4	6	4	7	3	6	6	56	
形状変更届	1	2						1	1				5	
4条届出	1	1	2	1		1	2	4	2	1		1	16	
5条届出	2	3	3	1		1	4	6		6	3	4	33	
土地改良事業 参加資格交替申出													0	
3条許可申請	7	14	6	8	5	5	6	6	15	6	9	16	103	
4条許可申請	2	1	1	1	2	1	7	4	3	4	3		29	
5条許可申請	17	10	4	9	4	20	32	12	12	11	7	7	145	
許可（受理）取消願	1					1		2		1		1	6	
事業計画変更承認申請													0	
買受適格証明願													0	
18条許可申請													0	
利用集積 計画	所有権移転	11	9	5	2	11	6	4	8	11	6	5	11	89
	利用権設定	75	583	103	54	45	31	150	82	77	45	51	88	1,384
	利用権移転													0
買入協議の適否の判断						2	1					1	4	
農用地利用配分計画に対 する意見決定													0	
農振法第13条変更申出 (除外)			6				6				3		15	
農振法第10条変更申出					13		6				2		21	
農振法第13条変更申出 (編入)							2						2	
非農地通知の発行	30	2	3	3	2		2	1	2	1	2	4	52	
法定協議													0	
地域計画のうち目標地図の素 案の作成について（依頼）	1												1	
農業経営基盤強化促進に 関する基本的な構想						1							1	
目標及び活動の点検・評 価		1											1	
最適化活動の目標の設定		1											1	
最適化推進施策に関する 意見書						1							1	
農地等の利用の最適化の 推進に関する指針	1												1	
農地利用最適化推進委員 の辞任・委嘱について													0	
規程の一部改正		1											1	
計	184	663	158	103	109	90	243	163	167	104	122	171	2,277	

(6) 調査会

市内を南部・北部に分け、事前に現地調査及び事前審議を行っています。

(7) グループ活動

佐賀市農業委員会では、農業者年金の加入推進や農業委員会だよりの発行などに関する計画や活動を行うために、「農業者年金グループ」及び「広報グループ」を設置しています。

① 農業者年金グループ活動内容

月 日	内 容
令和5年 4月19日(水) (第1回)	① 令和5年度農業者年金グループ活動計画について ② 「令和5年度 加入推進活動計画」及び「令和5年度 農業者年金加入推進活動年間予定」について ③ 農業者年金の加入状況について ④ 農業者年金加入推進記録簿について
7月19日(水) (第2回)	① 農業者年金加入推進の具体的な取組について ② 農業者年金新規加入目標及び加入状況について
10月18日(水) (第3回)	① 農業者年金加入推進の進捗状況について
令和6年 2月16日(金) (第4回)	① 農業者年金加入推進部長の活動実績報告書の提出について ② 農業者年金の加入状況について
3月18日(月) (第5回)	① 令和5年度 農業者年金事業報告について ② 令和5年度 農業者年金の加入状況について ③ 令和6年度 農業者年金グループ活動計画(案)について

② 広報グループ活動内容

月 日	内 容
令和5年 4月19日(水) (第1回)	① 令和5年度広報グループ活動計画について ② 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について ③ さがし農業委員会だより(第25号)について ④ 全国農業新聞の加入推進について
7月19日(水) (第2回)	① 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について ② 全国農業新聞の加入推進の状況報告について
8月18日(金) (第3回)	① 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について ② 全国農業新聞の加入推進の状況報告について
9月19日(火) (第4回)	① さがし農業委員会だより(第25号)について ② 全国農業新聞の加入推進の状況報告について

10月18日(水) (第5回)	① さがし農業委員会だより(第25号)について ② 全国農業新聞の加入推進の状況報告について
令和6年 3月18日(月) (第6回)	① 令和5年度広報グループ活動報告について ② 全国農業新聞の加入推進の状況報告について ③ 令和6年度広報グループ活動計画(案)について

(8) 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出

農地利用最適化の推進をより効率的かつ効果的に実施するため、農業者の意見等を収集・集約し、農業委員会活動の中で得られた知見等に基づき農地等利用最適化推進施策に関する意見書を作成し、市長へ提出しました。

※詳細は、P21~28に掲載

- ア) 稼げる農業の確立について
- イ) 担い手の育成と確保について
- ウ) 生産基盤づくりについて
- エ) 生産者と消費者の相互理解の促進について
- オ) 農山村の振興について

(9) 「さがし農業委員会だより」の発行

市内の農家への農業委員会等に関する情報提供として、農業委員会活動内容等を掲載した「さがし農業委員会だより(第25号)」を令和6年1月に発行し、全農家及び関係機関等へ配布しました。

(10) 全国農業新聞の購読推進

情報提供活動として、農業政策や全国各地の優良事例等が掲載された全国農業新聞の購読推進を行いました。令和6年2月末現在の市内の購読部数は165部です。

(11) 贈与税及び相続税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の取扱い件数

1) 贈与税	0件(新規申請0件、継続届0件、免除届0件)
2) 相続税	1件(新規申請1件、継続届0件、免除届0件)
3) 不動産取得税	0件(新規申請0件、継続届0件、免除届0件)
計	1件

(12) 家族経営協定の推進

家族経営協定とは、家族で取組む農業経営について、経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件等について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

この協定の締結により、経営理念や経営方針を家族みんなで共有できるようになり、家族全員の経営意識が向上し、家族内の役割分担や就業規則の取り決めを通じて経営の合理化などが図られることから、家族経営協定の締結を推進しました。

◎令和5年度新規締結件数 大和地区3件、富士地区2件、川副地区2件
本庄地区1件、蓮池地区1件 計9件

◎家族経営協定締結件数(佐賀市全体) 247件 [令和6年2月末現在]

10 農地等利用最適化推進施策に関する意見書

令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書を、令和5年9月28日に市長へ提出し、令和5年11月8日に市長から回答を得ました。

平素から、佐賀市農業委員会活動に対しましては、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

昨今の農業情勢につきましては、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の影響などにより、世界経済が大きな影響を受け、多くの農業資材の価格が高騰しました。ここ数年、農業経営のコストは高くなる一方、農産物の販売価格は以前と変わらないため、農業経営は、ますます逼迫しています。

このような中、本年7月に、九州北部が記録的な大雨に見舞われ、本市においても、土砂災害などにより、道路や河川などに甚大な被害が発生しました。特に、北部中山間地の農地につきましては、土砂の流入や浸水などにより、農地や農業用施設、農作物などに大きな被害が発生しております。これらの農業被害に対し、迅速かつ手厚い支援を賜りますよう、切にお願いします。

また、本市の農業につきましては、依然として、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題があり、近い将来、農地の保全や営農活動の継続が危ぶまれる状況にあります。

これらの課題解決に向けて、当農業委員会では、「担い手への農地の集積」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」に重点を置いた取組を行っています。

佐賀市におかれましても、これらの課題解決に向けた施策を企画・実行していただき、農業所得の向上と農業経営の安定化を図り、持続可能な地域農業の確立に向けた取組の実施をお願いします。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、次の項目について意見書を提出します。

- 1 稼げる農業の確立について
- 2 担い手の育成と確保について
- 3 生産基盤づくりについて
- 4 生産者と消費者の相互理解の促進について
- 5 農山村の振興について

1 稼げる農業の確立について

本市の農業は、「米、麦、大豆」による二毛作を中心とした土地利用型農業が盛んに行われ、全国でも有数の高い土地利用率を誇る一方、農業経営は、「米価の低迷」「農業資材価格の高騰」などの影響により大変厳しい状況が続いています。

このような中、市内の農家からは、「肥料、農薬、燃料等の値上がりにより経費が増加し、農業経営を圧迫している。」「主食用米の需要が年々減少傾向にある中、水田農業の高収益化を目指して、農業の活性化に繋がるような施策の構築が必要である。」「5年間のうちに一度も水張りをしなければ、畑地化とみなされるのは困る。」「この度、国は、転作作物が固定化している水田の畑地化を促すために、水田活用直接支払交付金の交付対象水田の見直しを決定した。今回の全国一律の水田の畑地化には無理がある。全国一律ではなく、それぞれの地域性や地形等にマッチした見直しに改められるよう、国・県への働きかけをお願いします。」などの意見が寄せられています。

このほか、「6次産業化は、技術の習得及び資金の調達が問題となる。具体的にどうすればできるのか、また、販路はどうするのか。基本マニュアル等があれば理解しやすいのではないか。講習会の開催（助成金確保の方法含む）をお願いします。」「JAと連携し、地域の特産品の振興・推進に力を入れてほしい。」などの意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の拡充等をお願いします。

- (1) 農業資材購入に対する支援策の拡充
- (2) 水田農業の高収益化に向けた施策の推進
- (3) 「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直し」に関し、全国一律ではなく、地域性や地形等に配慮した内容への見直しを求める国・県への要望活動の実施
- (4) 6次産業化の更なる促進
- (5) J Aと連携した市農産物の更なるブランド化の推進

2 担い手の育成と確保について

現在、本市では、担い手の育成・確保に向けた様々な施策が講じられる一方、近年、農業者の数は年々減少しており、今後、さらに高齢農業者の離農が増加すると見込まれることから、将来の地域農業を担う新規就農者の確保や、農地の安定的な受け皿となる農業法人の育成を促進することが喫緊の課題となっています。

このような中、市内の農家からは、「後継者不足である。法人化した組織にしても、大規模農家にしても後継者がいないので水田を預かれない。外部オペレーター等の雇用費を捻出できない。」「若者が魅力を感じる農業所得の向上を図ることが大切である。農業離れが起きないように施策を展開してほしい。」「農事組合法人の構成員も高齢化が進んでおり、早急に、多様な担い手の確保・育成が望まれる。そのための支援策及び補助金（トラクター購入費など）の創設を希望する。」「地域の農地を守るための最後の受け皿として、全国各地でJ A出資型農業生産法人が増加傾向にある。このような全国的な動向を踏まえて、昨年度の意見書の中で、本市においてもJ Aとの検討を提案した。それから1年が経過したが、その後の状況や方向性等を教えていただきたい。」などの意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の展開等をお願いします。

- (1) 若者等が魅力を感じる農業所得向上に向けた施策の展開
- (2) 多様な担い手の確保・育成のための支援策及び補助金創設の検討
- (3) J A出資型農業生産法人の設立に向けたその後の検討状況

3 生産基盤づくりについて

本市では、依然として、平坦部の農地ではカモによる農作物への食害、そして、中山間部の農地ではイノシシ等による農作物への被害が続いており、農業収益の減少、営農意欲の低下などを招いています。

また、本市内には、ほ場整備後30年以上が経過した農地や水路等が多数存在し、それらの設備等の老朽化による機能低下などが問題となっています。

このほか、外来種の水草（ナガエツルノゲイトウ等）やジャンボタニシなどによる農業被害等も、大きな問題となっています。

このような中、市内の農家からは、「麦に対するカモの食害が拡大している。その対策として行ってきた黒いビニール旗等にも慣れて、傍らにカモがたむろしている。追い払うのではなく、数を減らす対策を要望する。」「麦へのカモ被害防止策として、個人で花火の打ち上げや、黒色のビニール旗などを設置している。少しでも材料代を補助してほしい。」「有害鳥獣（イノシシ、タヌキ、アライグマ等）の被害防止対策の強化をお願いしたい。」「山間部の農業が生き残る道は、有害鳥獣被害防止対策（特にイノシシ）である。」「老朽化した暗渠排水設備や水路の再整備をお願いしたい。」といった意見が寄せられています。

このほか、「水稻へのジャンボタニシの被害が多い。」といった意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の強化等をお願いします。

- (1) カモの数を減らす対策の強化
- (2) 農家が行うカモ被害防除に要する経費への補助金等の検討
- (3) 地域の被害状況に応じた有害鳥獣対策のより一層の取組強化
- (4) 老朽化した暗渠排水設備及び水路の再整備の促進
- (5) 水稻に悪影響を与えるジャンボタニシに対する基本的な対応策の周知

4 生産者と消費者の相互理解の促進について

近年、農作物の自作等に興味を持つ市民がおり、それらの市民が、実際に自ら農作物を作る機会やそれに関連した情報を得る機会が少ないといった実態があります。

このような中、市内の農家からは、「近年、遊休農地が増加傾向にある中、市民農園化を期待する需要は伸びていると思う。しかし、手続きの方法や、田から畑への転換などについて難しいイメージがある。行政のバックアップがあれば市民農園が増えると思う。」といった意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の促進をお願いします。

- (1) 市民農園の利用促進

5 農山村の振興について

農山村地域では、人口減少と高齢化の進行が顕著であり、農山村地域の活力が低下する中、集落内の狭小な道路や水路の環境整備を行い、生活環境を改善していくことが必要です。

このような中、市内の農家からは、「地産地消の推進や、生産者と消費者の食と農の相互理解の推進のために、JAと協力してグリーンツーリズムを開催してみたい。コロナ前に1度開催して好評だったが、それ以降は開催できなかった。」「集落内の道路や水路の整備を行っていただきたい。」「地域住民の方と食と農を通じた交流を行いたい。」「地域の特性を生かした中山間地域の活性化を図ってほしい。」「といった意見が寄せられています。

このほか、「外来植物であるナガエツルノゲイトウの繁茂が、嘉瀬地区で拡大している。これは、農業にも多大な影響を与えると共に、一般住民にも影響を与えている。水路の流れが悪くなり、内水氾濫等の可能性もある。水路浚渫も含めて、関係部署と連携して総合的に解決してほしい。」といった意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いします。

- (1) グリーンツーリズムの更なる推進
- (2) 集落内水路・道路の整備の促進
- (3) 食と農を通じた地域住民との交流活動の推進
- (4) 地域の特性を活かした中山間地域の活性化に向けた取組の強化
- (5) 水路で繁殖している外来種の水草の除去、及び効果的な駆除方法の検討

令和5年9月28日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市農業委員会
会長 大園 敏明

<意見書に対する回答>

佐市農振第580号
令和5年11月8日

佐賀市農業委員会
会長 大園 敏明 様

佐賀市長 坂井 英隆

農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答について

1 稼げる農業の確立について

【回答】

(1) 農業資材購入に対する支援策の拡充

ロシアによるウクライナ侵略や円安の影響などにより、営農活動に不可欠な肥料や燃料、そして畜産に必要な飼料など農業資材の価格の高騰が長期化し、農業経営に大きな影響が生じています。

そこで、肥料、燃料及び飼料の価格高騰に対しては、国・県による価格上昇に対する支援に加え、昨年度に引き続き本市でも独自の支援を実施することとしています。

今後も引き続き、価格の動向や農業者への影響について、注視していきたいと考えています。

(2) 水田農業の高収益化に向けた施策の推進

主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、水田農業の高収益化を推進し、農業・農村の活性化や担い手の確保を図っていくことが必要です。

水田農業の高収益化を図るためには、野菜や果樹等の高収益作物のほか、労働生産性の高い作物と組み合わせる経営を行っていくことが重要と考えています。

そこで、本市では、農業用ハウス及び機械などの導入について、県、JA、市町が一体となって取り組む「さが園芸888運動」の中の補助事業などにより支援を行っています。

また、たまねぎ、キャベツ、レタスなど露地野菜の作付拡大及び加工・業務用野菜の作付の推進については、国の交付金を活用して支援しています。

今後も県やJAなどと連携を図りながら、水田における高収益作物などの導入・定着を推進していきたいと考えています。

(3) 「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直し」に関し、全国一律ではなく、地域性や地形等に配慮した内容への見直しを求める国・県への要望活動の実施

令和4、5年度に国が実施した「水田活用の直接支払交付金の対象水田見直しに係る現場の課題（農業者の声）調査」において、本市は農業者から聞き取った不安や疑問の声を現場の課題として報告し、国に対して制度改善を要請しました。

今後も、農業者の声に耳を傾けながら、県や国に対して制度改善を要請していきたいと考えています。

(4) 6次産業化の更なる促進

6次産業化の取り組みについては、商品開発や販路開拓など相談内容に即した支援ができるよう専任職員を配置するとともに、6次産業化に取り組む際の必要な経費等を支援しています。

また、6次産業化で商品化されたものを、一定の基準で審査し、優れた商品を佐賀市6次産業化特産品「いいモノさがし」として認定し、都市部等で開催される商談会等に出店するなど販路開拓

に対する支援を行っているところです。

今後も引き続き、商品開発や販路開拓に対する市独自の支援を行うとともに、さが農村ビジネスサポートセンターと連携した各種相談対応や、研修会及び交流会の開催などにより、農林漁業者などの6次産業化を支援していきたいと考えています。

(5) J Aと連携した市農産物の更なるブランド化の推進

J Aと連携した地域の特産品等の振興については、J Aが取り組む流通関係者の求める新たな農産物や品目等の栽培に取り組む際に必要な資材等を支援しています。

J Aの強みとして、営農指導や流通、マーケティングに関する技術と実績があり、ブランド化として推進を図る上では、市場が求める情報を収集し、一定の品質を有する農産物を安定して生産、流通させていくことが重要と考えており、引き続きJ Aとの連携を図っていきます。

2 担い手の育成と確保について

(1) 若者等が魅力を感じる農業所得向上に向けた施策の展開

A IやI C Tなど最先端技術の活用やこれまでの経験や勘に頼るのではなく様々なデータを駆使した栽培技術など、若者が魅力を感じ、効率化や省力化による農業経営の安定化につながるスマート農業を推進しております。

具体的な取り組みとしては、スマート農業機器の導入に対する支援や、先進事例の紹介などを行う研修会の開催、実際に農業者に機器を使用していただき、効果やメリットを実感していただく実証実験などを行っています。

今後も、農家ニーズの把握や本市農業に適した技術の研究などを通して、スマート農業の更なる普及を図り、農家所得の向上につなげていきたいと考えております。

(2) 多様な担い手の確保・育成のための支援策及び補助金創設の検討

新規就農者の支援策として、各種相談機能を集約したワンストップ就農相談窓口を、県やJ Aなどの関係機関と共に設け、継続的に支援を行っていきます。

また、地域農業の担い手となる意欲ある新規就農者の確保・育成のため、J A、生産部会、県などと共にトレーニングファーム事業やトレーナー制度を推進しております。

さらに、農福連携の推進や、法人参入の促進なども行っていきます。補助制度につきましては、新規就農者を対象にした、就農後の支援として、国の補助制度を活用し、機械や施設取得の補助や、経営が不安定な就農直後の所得の確保に対する支援を行っていきます。

また、市の独自補助制度として、農耕用大型特殊免許の取得やドローンの技術認定教習などの費用の補助、排水対策用機械や肥料散布機などを導入する際の補助などがあり、今後も課題解決に向けた新たなメニューの創設についても、検討していきたいと考えております。

(3) J A出資型農業生産法人の設立に向けたその後の検討状況

農業者の高齢化などを背景とした担い手不足が進んでいる中、全国的にも担い手不足の対応策の一つとして、J A出資型農業生産法人の設立があります。

J Aさがにおいても、農業生産および組織基盤の維持・拡大対策の取組の一つとして、J A出資型農業生産法人の設立による農業経営などへの参入が掲げられていますが、平坦地から中山間地まで地域の課題は様々であるため、まずは地域の意向調査が予定されていると聞いております。

この意向調査の内容を踏まえ、地域の実状に応じた地域農業振興策を検討されるとのことであり、市としても、これらの状況を見ながら、必要な支援を検討していきます。

3 生産基盤づくりについて

(1) カモの数を減らす対策の強化

カモの数を減らす対策としましては、猟友会による駆除を実施しており、特に1～3月には個体数調整を目的として駆除活動を強化しています。

また、カモによる被害防止対策として、久保田町の一部のほ場において、麦の食害調査や用水路にテグスを設置し、麦の圃場への侵入を抑制する実証実験を県と連携して取り組んできました。

この結果、用水路へのテグスの設置については、一定の効果が見込まれることから、今後、南部地域での横展開を図ることとしています。

さらに、効果的な駆除方法を検討していくため、カモの生態や食害に関する調査を佐賀大学と連携して取り組んでいきます。

(2) 農家が行うカモ被害防除に要する経費への補助金等の検討

カモ被害の防除策として、花火や吹き流しなど、様々な対策がありますが、決定的な対策はなく、市としても効果的な対策を調査研究していく必要があると考えております。

前述しましたとおり、昨年度の実証実験により、カモの麦被害抑制に一定効果が見込まれる、用水路へのテグス設置について、今年度は、横展開を図るために、テグス等の支給を考えております。

(3) 地域の被害状況に応じた有害鳥獣対策のより一層の取組強化

本市における有害鳥獣の被害状況として、中山間地域ではイノシシによる被害、平坦部ではカモなど鳥類による被害が多く発生しています。

イノシシについては、猟友会による効果的な箱わなの設置などにより、令和4年度の駆除数は、約2,600頭となり過去最高となりました。今後も、猟友会による駆除により個体数調整を図り、被害の低減に努めていきます。

また、農家や集落等で行う自衛活動の支援として、今年度より、既存のワイヤーメッシュの掘り起しを防止するため、鋼板やペグ等で補強をする地際対策に取り組んでいきます。

一方、鳥類への対策については、猟友会により冬季における個体数調整を目的とした駆除を強化しており、カモの駆除数についても、令和4年度は約900羽と過去最高の駆除実績となりました。

しかし、カモによる麦の食害は深刻となっており、前述しました、用水路にテグスを設置し、麦の圃場への侵入を抑制する取組を横展開するとともに、佐賀大学と連携して効果的な被害防止の方法を調査・研究してまいります。

(4) 老朽化した暗渠排水設備及び水路の再整備の促進

ほ場整備後の経年による老朽化した暗渠排水整備については、各土地改良区に対して佐賀市基盤整備促進事業補助金により、支援を行っています。

令和3年度、令和4年度の実施地区は、佐賀市土地改良区（城西：本庄・西与賀地区）、川副町土地改良区（川副地区）、令和5年度の実施地区は、佐賀市土地改良区（城西：本庄地区）、川副町土地改良区（川副地区）となっております。

・負担割合：国50% 県17.5% 市17.5% 地元15%

また、「県営経営体育成基盤整備事業」により、暗渠排水や農業用排水路などの整備が可能です。

現在、鍋島東地区、鍋島本村地区、高木瀬地区で、ほ場整備を実施され、久保田地区では、ほ場整備後、経年劣化した農業用施設の再整備として、暗渠排水の整備や揚水機の統廃合、パイプライ

ンの更新工事などの農地整備を実施されています。

なお、東与賀地区では、令和7年度の事業採択に向けて、農地整備（再整備）の事業計画書を作成中です。

・負担割合

【ほ場整備】：国50% 県25% 市12.5% 地元12.5%

【農地整備】：国50% 県27.5% 市11.25% 地元11.25%

(5) 水稻に悪影響を与えるジャンボタニシに対する基本的な対応策の周知

ジャンボタニシによる水稻の食害対策としては、「農薬の散布による駆除」、「水田の水深を浅くする浅水管理による活動の抑制」、「取水口へのネットや金網の設置による侵入の防止」、「冬期の水路の泥上げ」などがあり、これらの対策を組み合わせて行うことが、効果的であると考えています。

農家への周知については、農林水産省が策定した「ジャンボタニシの防除対策」を本市ホームページに掲載するとともに、JAや県と協力して農家への周知を図りたいと考えています。

4 生産者と消費者の相互理解の促進について

(1) 市民農園の利用促進

現在、市内には14か所の市民農園が開設されており、利用率は、令和4年度は約85%で、前年度比で約5ポイント増加しております。

市民農園に関しては、各種イベント開催時や市ホームページ、市報を活用して、開設中の市民農園の紹介を行い、利用促進に努めています。

また、本市では農家による市民農園開設を支援するため、制度の説明や運営のアドバイス等を行っており、今後も引き続き、農家の意向にあった開設に向け支援していきます。

5 農山村の振興について

(1) グリーンツーリズムの更なる推進

地域の緑豊かな自然や、地域ならではの文化や美味しい食材を楽しむ活動等がグリーンツーリズムと言われていています。

本市では、地産地消の推進や、生産者と消費者の食と農の相互理解の推進のための活動を、複数の団体で実践されています。

また、実践者の円滑な活動のため、市内のグリーンツーリズム実践者同士の情報共有や情報交換の場を設けるとともに、様々な媒体を用いて、活動内容や地域資源に関する情報発信を行っていきます。

(2) 集落内水路・道路の整備の促進

都市部住民を中心に、農業体験や農家民泊などへの関心が高まっています。特に、中山間地域においては、豊かな食や環境、観光などの地域資源を活かした異業種や都市との連携が進んでいます。

本市としては、平たん地を含め市内のグリーンツーリズム実践者が情報交換できる場を設定し、周年的、広域的な連携を図るとともに、地域の農や食を体験できるツアーの開催や、直売所等を核とした特産物の情報発信を通して、地域間交流人口の増加を図ります。

さらに、地域イベントなどとタイアップした都市部住民を呼び込めるような取組を支援し、中山間地の活性化につなげていきます。

(3) 水路で繁殖している特定外来植物の早期除去、並びに効果的な駆除方法の検討

食と農を題材にした消費者体験ツアーを、北部地区と南部地区で実施し、都市住民が農業体験等

を身近に感じてもらえるようなきっかけづくりに取り組んでいます。

また、農業者等が自ら企画・実施する農業体験等交流事業に対する支援も行っており、これらの取り組みを通して、消費者と生産者の交流や相互理解を推進していきたいと考えております。

(4) 地域の特性を活かした中山間地域の活性化に向けた取組の強化

中山間地には、特色ある農産物直売所をはじめ、農家民宿、農家レストラン、観光農園などの農業体験施設が数多くあります。活力にあふれた農山村を形成するため、異業種や都市部との連携、グリーンツーリズムなど地域資源の特性を活かし、食と農を柱とした交流活動を一層促進していきます。

また、農林漁業者間での交流を進めるとともに、新たな実践者の発掘に努め、市内の体験交流等の活動団体で構成されている「佐賀市グリーンツーリズム実践者研究会」を核としたネットワークの構築と農村にある資源と魅力を活かしたビジネスとしての確立を図っていききたいと考えています。

(5) 水路で繁殖している外来種の水草の除去、及び効果的な駆除方法の検討

特定外来生物については、平成 22 年度にナガエツルノゲイトウ、平成 26 年度にブラジルチドメグサの生育が確認されています。除去作業にあたっては、本市では平成 25 年から防除実施計画を策定し、除去に取り組んでおり、今後も引き続き防除を実施してまいります。

また、通常の除去事業のほかに新たに緊急浚渫推進事業を令和 3 年度から実施し、浚渫により水路底に根付いた根の撤去もおこなっております。

一方、国においても、ナガエツルノゲイトウの熱処理試験等が令和 2 年 7 月から行われ、県では嘉瀬地区のクリーク防災機能保全事業において、農業用クリークの浚渫及び張コンクリートを行うなど、ナガエツルノゲイトウの除去及び繁茂抑制を図っています。

さらに、地元においては、多面的機能支払交付金事業を活用した除去を令和 3 年度から実施されております。

これまで、本市だけの活動では限界があったことから、国、県、地元との協力連携を図っていくことで、駆除に努めていきます。

11 農業者年金

(1) 農業者年金の受託業務状況

農業者年金基金法第 11 条に基づく委託業務処理件数 (R5. 4. 1~R6. 3. 31 受付分)

ア 被保険者資格関係書類の審査確認	<u>計</u>	33 件
通常加入申込書兼通常加入への変更申出書 (様式第 1 号)		9 件
政策支援加入申込兼政策支援加入への変更等申出書 (様式第 2 号)		8 件
被保険者資格喪失届出書・任意脱退申出書 (様式第 3 号)		4 件
政策支援加入要件不該当届出書 (様式第 5 号)		12 件
イ 経営移譲年金給付関係書類の審査確認	<u>計</u>	503 件
経営移譲年金受給権者現況届		501 件
経営移譲年金支給停止事由該当届及び特例農業者老齢年金裁定請求書 (様式第 57 号)		1 件
経営移譲年金支給停止事由消滅届 (様式第 58 号)		1 件
ウ 農業者老齢年金給付関係書類の審査確認	<u>計</u>	447 件
農業者老齢年金裁定請求書 (様式第 53 号の 2)		8 件
新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書 (繰上請求可) (様式第 K2 号)		17 件
農業者老齢年金受給権者現況届		422 件
エ その他の審査確認	<u>計</u>	129 件
農業者年金死亡関係届出書 (様式第 K31 号)		113 件
農業者年金住所・氏名・性別・整理番号変更・訂正届出書 (様式第 20 号)		16 件
	<u>合計</u>	1,112 件

(2) 農業者年金受給者及び新制度加入者の状況

(R5. 4. 1～R6. 3. 31受付分)

区分 町区	旧制度 受給者 [～平成13年12月]				新制度 受給者 [平成14年1月～]			新制度 加入者			
	受給者 合計	経営移 譲年金 (老齢年 金併給含 む)	老齢 年金 (経営移 譲年金停 止)	老齢 年金 (経営移 譲なし)	受給者 合計	特例付 加年金 併給	老齢 年金 (特例付 加なし)	加入者 合計	政策支 援加入	通常加 入	受給 待機者 (資格喪 失等)
計	(8) 804	500	43	(8) 261	(17) 201	14	(17) 187	(13) 325	(6) 65	(7) 157	(2) 103

※ () は、新規受給者及び新規加入者数

(3) 令和5年度農業者年金新規加入状況

(R5. 4. 1～R6. 3. 31受付分)

1班			2班			3班		4班			
西与賀	本庄	嘉瀬	中央	鍋島	高木瀬	久保泉	金立	北川副	兵庫	巨勢	蓮池
2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

5班	6班	7班		8班	9班	10班	合計
諸富	大和	富士	三瀬	川副	東与賀	久保田	
0	2	1	0	4	1	0	13

12 農地の賃借料情報

農業委員会では農地の賃借料情報の提供を行っています。
契約の際は、**双方協議の参考**としてご利用ください。

○地区別**現金賃借料**設定状況（令和5年1月～12月設定分）

（単位：円／10a）

地 区	データ数 (筆数)	賃借料			【参考】 令和4年1月～ 12月設定分 平均額
		最 高 額	最 低 額	平 均 額	
兵 庫 町	162	21,500	5,000	17,300	17,200
巨 勢 町	50	22,000	5,000	17,400	17,200
西 与 賀 町	74	26,000	7,000	15,800	17,500
嘉 瀬 町	116	24,000	5,000	18,700	19,100
高 木 瀬 町	32	15,000	5,000	11,200	13,200
北 川 副 町	60	23,000	10,000	17,800	17,400
本 庄 町	75	26,000	7,585	20,100	20,300
鍋 島 町	84	20,000	10,000	16,600	15,400
金 立 町	62	16,362	10,000	13,300	13,700
久 保 泉 町	46	20,000	10,000	14,200	13,500
蓮 池 町	35	28,000	15,000	20,900	20,500
諸 富 町	46	16,000	5,000	14,900	14,800
大 和 町	66	21,000	10,000	17,200	17,500
富 士 町	8	10,000	7,515	8,100	—
三 瀬 村	7	10,000	8,000	8,100	8,000
川 副 町	768	26,000	5,000	20,900	21,500
東 与 賀 町	346	26,000	10,000	21,300	21,400
久 保 田 町	252	26,000	5,000	17,500	18,400

- ※1 同一地域であっても圃場整備実施の有無や農地の形状等によって、賃借料が異なります。
- 2 地域の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件、物納及び田以外の農地（畑等）は、参考データから除外しています。
- 3 平均額の端数については四捨五入し、100円単位で表示しています。

13 農業経営基盤強化促進事業

(4月～3月 審議分)

地区名	区分 年度	利用権設定		所有権移転	
		件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
北川副	R3	36	290,871.00	9	45,466.00
	R4	33	161,920.00	2	20,958.00
	R5	41	275,721.15	0	0.00
本庄	R3	27	113,347.00	11	60,182.00
	R4	45	311,727.83	7	35,469.00
	R5	45	234,173.00	7	51,977.00
西与賀	R3	42	328,599.92	2	17,296.00
	R4	57	342,494.00	0	0.00
	R5	54	380,230.00	4	33,938.00
嘉瀬	R3	63	522,525.00	2	15,724.00
	R4	55	398,229.00	5	70,586.00
	R5	54	414,227.58	2	11,928.00
鍋島	R3	37	217,855.00	0	0.00
	R4	48	277,774.00	0	0.00
	R5	56	288,866.48	0	0.00
高木瀬	R3	27	113,712.48	0	0.00
	R4	15	46,997.68	2	6,884.00
	R5	18	137,528.66	0	0.00
金立	R3	50	247,339.95	0	0.00
	R4	51	329,300.98	2	4,488.00
	R5	41	215,298.00	4	24,660.00
久保泉	R3	59	331,714.30	0	0.00
	R4	42	219,084.00	0	0.00
	R5	42	252,132.00	4	15,270.00
巨勢	R3	27	194,326.00	0	0.00
	R4	18	131,858.00	0	0.00
	R5	23	179,711.00	0	0.00
蓮池	R3	18	142,824.00	0	0.00
	R4	23	151,159.00	0	0.00
	R5	22	131,599.00	0	0.00
兵庫	R3	68	542,986.71	0	0.00
	R4	49	372,278.28	11	80,843.00
	R5	58	451,824.65	8	41,893.02
中央	R3	0	0.00	0	0.00
	R4	0	0.00	0	0.00
	R5	0	0.00	0	0.00
諸富町	R3	27	114,782.00	5	21,610.00
	R4	26	158,520.00	4	14,118.00
	R5	20	125,169.00	2	8,052.00
大和町	R3	71	322,612.23	1	2,324.00
	R4	90	415,765.00	8	21,388.54
	R5	55	328,377.75	9	24,773.00
富士町	R3	19	189,015.00	0	0.00
	R4	27	174,488.00	0	0.00
	R5	17	101,936.00	0	0.00
三瀬村	R3	6	44,223.00	0	0.00
	R4	8	32,806.00	0	0.00
	R5	11	82,507.00	0	0.00
川副町	R3	458	2,680,794.38	58	288,271.00
	R4	368	2,097,065.67	53	234,382.00
	R5	528	4,342,826.13	35	133,034.00
東与賀町	R3	180	1,333,111.60	5	33,865.00
	R4	147	1,081,121.18	4	12,004.00
	R5	156	1,196,290.36	14	44,886.00
久保田町	R3	115	852,004.68	10	66,162.00
	R4	134	874,573.58	4	9,872.00
	R5	143	920,716.00	0	0.00
令和3年度合計		1,330	8,582,644.25	103	550,900.00
令和4年度合計		1,236	7,577,162.20	102	510,992.54
令和5年度合計		1,384	10,059,133.76	89	390,411.02

※「件数」と「面積」は、佐賀県農業公社の重複分含む。

14 農地移動状況

(1) 農地法第3条

区分		所有権移転						貸借権の設定		
		自作地				小作地				
		有償		無償						
地区名	年度	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	
旧 佐 賀 市	北川副	R3	1	720.00						
		R4	5	3,328.60						
		R5	2	1,323.00	1	6,381.00				
	本庄	R3	2	4,747.00	1	616.00				
		R4	1	4,386.00						
		R5			1	24,399.00				
	西与賀	R3			2	1,033.00				
		R4								
		R5	3	2,642.00						
	嘉瀬	R3	8	63,240.00						
		R4	4	29,083.00						
		R5	1	6,729.00						
	鍋島	R3	4	6,292.95						
		R4	3	2,263.00	1	1,516.00				
		R5	3	4,055.00	1	173.00				
	高木瀬	R3	1	557.00	2	7,156.48				
		R4			1	2,881.00				
		R5	1	1,958.00						
	金立	R3	10	14,373.03	1	1,942.23				
		R4	4	12,724.99	3	750.00				
		R5	8	16,770.00	1	1,851.00				
	久保泉	R3	7	9,392.00	1	7,796.00				
		R4	4	5,679.00	2	4,034.00				
		R5	9	37,838.00	3	14,224.25				
	巨勢	R3								
		R4	1	876.00						
		R5								
	蓮池	R3	4	4,408.24						
		R4	4	19,235.00						
		R5			1	548.00				
兵庫	R3	2	4,573.55	1	3,347.00					
	R4	6	17,881.00	1	165.00					
	R5	3	5,239.12	2	13,992.00					
中央	R3									
	R4									
	R5									
旧佐賀市計	R3	39	108,303.77	8	21,890.71					
	R4	32	95,456.59	8	9,346.00					
	R5	30	76,554.12	10	61,568.25					
諸富町	R3	1	184.00							
	R4	2	179.14							
	R5	1	3,563.00	1	2,011.00					
大和町	R3	19	35,910.28	5	32,833.36					
	R4	34	54,980.64	5	9,351.00					
	R5	18	31,316.00	9	14,445.00					
富士町	R3	10	18,150.00	7	29,079.00					
	R4	7	21,153.00	4	6,308.00					
	R5	5	3,738.00	4	11,678.00					
三瀬村	R3	2	1,072.00	2	6,132.00					
	R4	6	12,738.00							
	R5	7	8,453.00	2	8,197.00					
川副町	R3	13	36,437.00	7	41,960.00					
	R4	15	40,759.00	9	23,326.11					
	R5	3	622.00	6	23,057.00					
東与賀町	R3	4	12,616.00	1	975.00					
	R4	7	42,204.00	1	31,834.00					
	R5	1	63.00	1	5,168.00					
久保田町	R3	1	1,995.00	2	6,594.00					
	R4	1	2,005.00	1	2,052.00					
	R5	3	5,326.00							
令和3年度合計			89	214,668.05	32	139,464.07				
令和4年度合計			104	269,475.37	28	82,217.11				
令和5年度合計			68	129,635.12	33	126,124.25				

(4月～3月審議分)

(単位：m²)

貸借権の移転		使用貸借による権利の設定				使用貸借権の移転		地役権 (区分地上権)		合計	
		通年		期間借地							
件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積
										1	720.00
										5	3,328.60
										3	7,704.00
										3	5,363.00
										1	4,386.00
										1	24,399.00
										2	1,033.00
										3	2,642.00
										8	63,240.00
										4	29,083.00
										1	6,729.00
										4	6,292.95
										4	3,779.00
		1	1,610.00							5	5,838.00
										3	7,713.48
										1	2,881.00
										1	1,958.00
										11	16,315.26
										7	13,474.99
										9	18,621.00
										8	17,188.00
										6	9,713.00
										12	52,062.25
								1	620.00	1	620.00
										1	876.00
										4	4,408.24
										4	19,235.00
										1	548.00
										3	7,920.55
										7	18,046.00
										5	19,231.12
		1	3,135.00							1	3,135.00
		1	3,135.00					1	620.00	49	133,949.48
										40	104,802.59
		1	1,610.00							41	139,732.37
										1	184.00
										2	179.14
										2	5,574.00
										24	68,743.64
										39	64,331.64
										27	45,761.00
										17	47,229.00
										11	27,461.00
										9	15,416.00
										4	7,204.00
										6	12,738.00
								1	461.58	10	17,111.58
										20	78,397.00
										24	64,085.11
										9	23,679.00
										5	13,591.00
										8	74,038.00
										2	5,231.00
										3	8,589.00
										2	4,057.00
										3	5,326.00
		1	3,135.00					1	620.00	123	357,887.12
										132	351,692.48
		1	1,610.00					1	461.58	103	257,830.95

(2) 農地法第4・5条

(4月～3月審議分)

(単位：㎡)

地区名		区分 年度	届 出				許 可				合 計	
			4 条		5 条		4 条		5 条			
		件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	
旧 佐 賀 市	北 川 副	R3	2	834.00	3	3,429.84	2	858.72	4	2,794.00	11	7,916.56
		R4	2	594.00	1	32.00			6	795.10	9	1,421.10
		R5	3	542.33	2	197.00	1	502.00	2	2,308.00	8	3,549.33
	本 庄	R3	5	829.00	2	1,310.00	3	356.00	12	9,529.04	22	12,024.04
		R4			2	1,191.00	3	761.00	3	2,609.25	8	4,561.25
		R5	1	62.00					4	2,697.00	5	2,759.00
	西 与 賀	R3	1	371.00	3	159.07	2	318.43	12	11,291.00	18	12,139.50
		R4					2	107.15	16	10,360.12	18	10,467.27
		R5							7	8,121.00	7	8,121.00
	嘉 瀬	R3					4	1,431.36	7	14,809.47	11	16,240.83
		R4					3	1,067.66	5	9,611.24	8	10,678.90
		R5					1	845.00	3	4,644.24	4	5,489.24
	鍋 島	R3			7	12,045.00	3	2,320.00	20	26,863.68	30	41,228.68
		R4	2	662.00	1	423.00	2	5,764.00	18	20,167.00	23	27,016.00
		R5			3	3,224.48	1	804.00	7	6,084.49	11	10,112.97
	高 木 瀬	R3	2	882.00	2	764.77	3	379.70	21	12,759.48	28	14,785.95
		R4	4	2,445.59	3	1,041.00	3	914.70	3	5,193.00	13	9,594.29
		R5	1	13.00			2	1,422.00	21	13,635.47	24	15,070.47
	金 立	R3					2	552.91	14	5,501.61	16	6,054.52
		R4					3	365.00	12	9,466.00	15	9,831.00
		R5					2	1,526.00	10	6,887.00	12	8,413.00
	久 保 泉	R3							3	353.00	3	353.00
		R4					3	2,320.00	11	10,021.00	14	12,341.00
		R5					4	1,380.00	13	7,649.00	17	9,029.00
	巨 勢	R3	2	306.48	2	2,120.86			6	6,094.00	10	8,521.34
		R4	1	204.00	2	330.00	6	1,023.15	2	288.10	11	1,845.25
		R5	1	391.00	6	13,634.49					7	14,025.49
	蓮 池	R3					1	86.00	5	2,526.00	6	2,612.00
		R4										
		R5					1	4,516.00	1	1,420.00	2	5,936.00
	兵 庫	R3	1	647.00			1	35.00	8	6,087.74	10	6,769.74
		R4			1	502.28	3	1,526.00	5	767.20	9	2,795.48
		R5					1	150.00	3	1,095.00	4	1,245.00
	中 央	R3	5	1,344.91	15	4,651.00					20	5,995.91
		R4	19	3,852.80	11	2,241.76					30	6,094.56
		R5	6	2,088.00	7	3,050.00					13	5,138.00
	旧佐賀市計	R3	18	5,214.39	34	24,480.54	21	6,338.12	112	98,609.02	185	134,642.07
		R4	28	7,758.39	21	5,761.04	28	13,848.66	81	69,278.01	158	96,646.10
		R5	12	3,096.33	18	20,105.97	13	11,145.00	71	54,541.20	114	88,888.50
	諸 富 町	R3			3	1,200.00	2	614.00	4	2,687.00	9	4,501.00
		R4			6	10,776.00			5	5,531.11	11	16,307.11
		R5	1	92.00	7	11,412.00			1	519.00	9	12,023.00
	大 和 町	R3	6	2,921.00	15	8,476.00	6	1,679.09	42	38,060.60	69	51,136.69
		R4	3	775.00	7	2,773.00	7	4,991.27	42	33,794.09	59	42,333.36
		R5	3	504.00	8	5,279.00	7	5,445.00	48	32,130.10	66	43,358.10
	富 士 町	R3							5	2,500.00	5	2,500.00
		R4					4	4,751.00	2	2,533.00	6	7,284.00
		R5					2	525.00	4	4,984.00	6	5,509.00
三 瀬 村	R3							1	523.00	1	523.00	
	R4							1	2,662.00	1	2,662.00	
	R5							3	583.46	3	583.46	
川 副 町	R3					4	1,301.00	16	9,317.00	20	10,618.00	
	R4					6	2,668.28	10	14,987.13	16	17,655.41	
	R5					5	2,103.96	15	14,683.00	20	16,786.96	
東 与 賀 町	R3					2	814.00	6	1,916.00	8	2,730.00	
	R4					3	875.64	4	3,148.00	7	4,023.64	
	R5					1	427.00	2	4,598.00	3	5,025.00	
久 保 田 町	R3					6	874.90	5	2,875.00	11	3,749.90	
	R4					1	39.00	7	24,128.00	8	24,167.00	
	R5					1	250.00	1	499.00	2	749.00	
令和3年度合計		24	8,135.39	52	34,156.54	41	11,621.11	191	156,487.62	308	210,400.66	
令和4年度合計		31	8,533.39	34	19,310.04	49	27,173.85	152	156,061.34	266	211,078.62	
令和5年度合計		16	3,692.33	33	36,796.97	29	19,895.96	145	112,537.76	223	172,923.02	

(3) 農地法第18条

(4月～3月審議分)

(単位：㎡)

地区名		区分 年度	許 可			通 知				届 出		
			耕作目的・転用目的			耕 作 目 的		転 用 目 的		耕作目的・転用目的		
		件	面	積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積
旧 佐 賀 市	北 川 副	R3			4	13,976.00						
		R4			8	35,926.15						
		R5			4	24,962.00						
	本 庄	R3			6	35,378.00	1	1,547.00				
		R4			6	34,307.00	1	2,008.25				
		R5			10	39,656.00						
	西 与 賀	R3			4	21,676.00	4	13,928.00				
		R4			4	4,837.00	4	13,802.00				
		R5			17	89,099.00	3	2,693.00				
	嘉 瀬	R3			19	110,222.00	1	4,596.00				
		R4			11	91,982.00	2	4,894.00				
		R5			11	59,585.00						
	鍋 島	R3			3	8,516.00	2	7,021.45				
		R4			3	10,992.00	5	10,085.30				
		R5										
	高 木 瀬	R3			1	1,668.00						
		R4			1	3,507.00						
		R5			5	41,044.00	2	2,182.00	2	8,483.00		
	金 立	R3			13	44,406.00						
		R4			7	43,678.00	2	2,455.00				
		R5			3	13,295.00						
	久 保 泉	R3			4	12,112.00						
		R4			4	13,670.00	2	2,144.00				
		R5			2	15,298.00						
巨 勢	R3			5	35,372.00	2	1,268.00					
	R4			4	10,447.15							
	R5			2	11,007.00							
蓮 池	R3			2	12,765.00	1	650.00					
	R4			1	18,352.00							
	R5			4	21,289.00	1	3,388.00					
兵 庫	R3			5	37,057.65	1	1,443.00					
	R4			10	59,285.00							
	R5			16	128,602.00							
中 央	R3											
	R4											
	R5											
旧佐賀市 計	R3			66	333,148.65	12	30,453.45					
	R4			59	326,983.30	16	35,388.55					
	R5			74	443,837.00	6	8,263.00	2	8,483.00			
諸 富 町	R3			8	25,552.00	5	5,000.00					
	R4			10	43,539.00	2	7,026.00					
	R5			6	43,684.00							
大 和 町	R3			5	23,482.00	1	1,478.00					
	R4			5	1,609.64							
	R5			3	5,351.00	2	1,360.00					
富 士 町	R3											
	R4			2	15,978.00							
	R5											
三 瀬 村	R3			1	2,296.00							
	R4											
	R5					1	358.00					
川 副 町	R3			76	412,730.19	6	6,576.66					
	R4			83	361,276.50	6	10,759.00					
	R5			63	483,822.04	2	2,186.00					
東 与 賀 町	R3			25	101,710.00							
	R4			6	10,764.00							
	R5			26	130,743.00							
久 保 田 町	R3			13	58,619.00							
	R4			15	87,623.00							
	R5			18	108,183.00							
令和3年度合計					194	957,537.84	24	43,508.11				
令和4年度合計					180	847,773.44	24	53,173.55				
令和5年度合計					190	1,215,620.04	11	12,167.00	2	8,483.00		

(4) その他

地区名	年度	区分		3・4・5条許可取消		4・5条受理取消		事業変更計画申請		非農地通知		農振法第13条による変更(除外)		農振法第13条による変更(用途区分変更)	
		件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積
北川副	R3														
	R4											2	2,215.00		
	R5														
本庄	R3														
	R4														
	R5														
西与賀	R3														
	R4											3	3,242.00		
	R5														
嘉瀬	R3							3	663.47			1	113.44		
	R4											2	545.81		
	R5											1	467.00		
鍋島	R3	1	32.00	2	1,997.00	1	345.00					3	1,156.00		
	R4	1	1,250.00									3	4,549.00		
	R5														
高木瀬	R3											1	2,048.00		
	R4	1	1,937.00												
	R5											2	1,906.00		
金立	R3	1	826.03							5	12,575.23	2	696.00		
	R4									2	365.00	2	361.00		
	R5	2	2,419.00							6	8,963.00				
久保泉	R3									24	103,925.00				
	R4											6	2,221.00		
	R5									15	39,377.72				
巨勢	R3											2	1,997.00		
	R4														
	R5			2	2,919.00							2	3,903.00		
蓮池	R3														
	R4											1	4,516.00		
	R5														
兵庫	R3														
	R4											3	655.00		
	R5											1	2,845.00		
中央	R3			2	384.00										
	R4														
	R5			2	423.00										
旧佐賀市計	R3	2	858.03	4	2,381.00	4	1,008.47	29	116,500.23	9	6,010.44				
	R4	2	3,187.00					2	365.00	22	18,304.81				
	R5	2	2,419.00	4	3,342.00			21	48,340.72	6	9,121.00				
諸富町	R3											1	299.39		
	R4											4	2,440.00		
	R5											1	19.00		
大和町	R3			1	240.00	1	2,836.00	25	49,687.00						
	R4	1	7.83			1	0.44	15	45,223.00	9	4,489.50				
	R5							14	23,977.58	1	1,942.28				
富士町	R3							88	126,986.00	1	2.25	2	4,827.00		
	R4							114	153,770.19	3	4,638.00				
	R5							12	12,468.00	1	500.00				
三瀬村	R3	1	4,694.00					4	27,170.00						
	R4							8	10,443.00	1	2,662.00				
	R5							5	6,792.00	1	358.00				
川副町	R2					1	4,092.00					3	4,729.00		
	R3											6	7,086.00		
	R4											2	952.00		
東与賀町	R3											1	875.00		
	R4														
	R5											3	4,446.71		
久保田町	R3											6	24,025.00		
	R4											3	1,192.00		
	R5														
令和3年度合計		3	5,552.03	5	2,621.00	6	7,936.47	146	320,343.23	21	35,941.08	2	4,827.00		
令和4年度合計		3	3,194.83			1	0.44	139	209,801.19	48	40,812.31				
令和5年度合計		2	2,419.00	4	3,342.00			52	91,578.30	15	17,338.99				

(4月～3月審議分)
(単位：㎡)

農振法第13条 による変更 (編入)		農振法第10条 による変更		農地買受 適格証明願 (耕作・転用)		法定協議 (事前調整・協 議)		形 状 変 更		農地法第3条の3届 出		使 用 貸 借 約 通 知	
件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積
								1	104.00	1	6,511.00	1	3,986.00
										3	27,857.00	2	11,384.00
		1	210.00							7	65,374.01	3	11,206.00
										5	32,993.00	1	5,692.00
										3	31,001.00	1	83.00
1	966.00							1	129.00	4	26,897.00	3	11,022.00
												2	584.00
		2	2,719.00							2	11,741.53	2	16,923.00
				3	50,587.00			1	1,757.00	2	32,702.00	1	4,126.00
								1	236.00	3	33,447.93	5	25,717.66
		1	467.00							5	75,850.00	1	29,946.00
										6	68,271.52	1	363.00
				1	712.00					15	86,135.78		
1	2,793.00	2	1,576.00							8	95,485.31	1	4,947.00
										3	40,282.20	5	1,943.59
										3	4,536.66		
		2	1,906.00							4	17,165.00	6	17,288.00
										5	28,443.00	1	399.00
										7	52,159.39	2	17,026.00
1	499.00							1	648.00	4	42,540.00	4	12,010.00
										8	68,393.00	2	6,591.00
										6	41,341.67		
		2	677.00							6	37,697.16	2	6,526.00
								1	900.00	3	9,842.00		
										4	33,183.02		
		2	3,903.00							2	15,022.91		
										2	16,059.00		
										1	3,661.15		
										4	43,088.10		
				1	3,588.00					2	4,340.65	2	13,538.00
										4	56,249.53	2	942.00
		2	3,401.00							5	40,814.00	3	8,991.00
										2	425.21		
1	966.00			4	54,175.00			4	2,890.00	41	334,734.37	17	47,660.59
				1	712.00			1	236.00	51	369,998.34	14	55,736.66
2	3,292.00	14	14,859.00					1	648.00	47	444,778.02	22	107,837.00
								1	616.00	5	43,062.81		
										5	28,943.00		
		2	539.00					1	4.02	2	7,352.00	3	6,526.00
				3	1,050.00					17	79,228.44	10	35,376.00
								1	5,362.00	16	45,811.87	5	16,674.00
		1	500.00							13	85,871.66	11	29,066.58
7	13,205.00									3	36,800.00	12	47,743.25
								1	1,820.00	2	25,462.00	7	19,186.00
								2	2,140.00	6	28,687.91	1	6,220.00
								1	615.00	2	9,589.00	2	8,570.00
										4	27,717.07	3	12,922.00
										5	33,117.61	1	1,464.00
				4	8,790.00					12	65,148.00	43	341,887.00
								1	611.00	18	97,565.39	26	303,132.00
		2	952.00					1	2,091.00	17	128,055.11	14	121,551.00
										10	103,529.30	7	57,986.00
										7	91,666.00	7	71,841.00
		2	3,252.71							12	128,664.36	3	25,488.00
										2	46,163.00	1	3,477.00
		3	1,192.00							5	38,677.06	3	16,587.00
										5	70,263.00	1	19,087.68
8	14,171.00			11	64,015.00			6	4,121.00	92	718,254.92	92	542,699.84
		3	1,192.00	1	712.00			4	8,029.00	108	725,840.73	65	496,078.66
2	3,292.00	21	20,102.71					5	4,883.02	107	926,789.67	56	317,240.26

15 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定 平成30年6月19日
改正 令和 3年6月17日
改正 令和 5年4月19日
改正 令和 6年6月19日
佐賀市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として位置づけられた。

佐賀市の農地は、平坦地域と中山間地域の農地に二分され、それぞれの地域で農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、その地域の実態に合わせた農地利用の最適化に向けた取組が求められている。

特に、野菜や果樹、花き等の生産が盛んな中山間地域では、農業者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されることから、その発生防止・解消に努めるとともに、既に山林原野化した荒廃農地については、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）による現地調査を行い、農業委員会による非農地判断を行うことで、守るべき農地を明確化し、担い手への農地利用の集積・集約化に努めていく。一方、水稻などの土地利用型農業が盛んな平坦地域では、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業・農村を築いていくため、法第7条第1項に基づき、農業委員と推進委員が連携し、地域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、佐賀市農業委員会の指

針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する佐賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する佐賀市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	10,593ha	93.5ha	0.88%
3年後の目標 (令和9年4月)	10,489ha	89.0ha	0.85%
目 標 (令和12年4月)	10,384ha	84.5ha	0.81%

※管内の農地面積は、「耕地面積」と「遊休農地」の合計面積を記入。

【目標設定の考え方】

令和6年4月現在、本市の遊休農地面積は93.5haであるため、今後も引き続き、遊休農地の発生防止と解消に努め、毎年1.5haの解消を図り、令和12年4月までに遊休農地面積が84.5ha以下になることを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 遊休農地の早期発見・発生防止について

優良農地の確保・保全のため、委員活動により知り得た情報を活用し、後継者不足などにより、今後、遊休農地化することが予想される農地については、事前に担い手へのマッチングを行うことで遊休農地の発生防止に努める。

また、早い段階での遊休農地の解消を図るため、農地法第30条の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）を実施し、遊休農地の早期発見に努める。

イ 利用意向調査について

農地パトロールで発見した遊休農地については、所有者に農地の利用意向調査を行い、所有者の意向を把握し、佐賀県農地中間管理機構（公益社団法人 佐賀県農業公社）や地元農業者等とも連携しながら遊休農地の解消を図る。

ウ 非農地判断について

農地パトロールによって再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	10,500ha	8,541ha	81.3%
3年後の目標 (令和9年4月)	10,400ha	8,715ha	83.8%
目 標 (令和12年4月)	10,300ha	8,961ha	87.0%

※管内の農地面積は、「耕地面積」を記入。

【目標設定の考え方】

令和6年4月現在、本市の担い手への農地の利用集積率は81.3%であり、佐賀市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる目標値の87%を下回っている。

今後も引き続き、担い手への農地の利用集積に努め、令和12年4月までに集積率が87.0%以上になることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 地域計画等の話し合いについて

農業委員及び推進委員は、地域における農業者等による協議の場に積極的に参加し、農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努める。

イ 農地の利用権設定について

令和6年度までは農業経営基盤強化促進法（令和7年度からは地域計画）に基づく利用権設定での農地の貸借を推進し、農地の利用集積・集約化に努める。

ウ 佐賀県農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、佐賀県農地中間管理機構及び佐賀市と連携し、担い手の意向を踏まえて農地中間管理事業を活用した農地の利用集積・集約化に努める。

エ 中山間地域における取組について

農地の受け手が少ない中山間地域では、農地中間管理事業の活用や集落営農の組織化・法人化、新規参入の促進など、地域に応じた取組を推進する。

オ 農地所有者等が所在不明な農地の取扱いについて

農地所有者等が所在不明な農地については、農業委員会による公示手続を経て、佐賀県知事の裁定に基づき農地中間管理機構への利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 [新規参入者取得農地面積]
現 状 (令和6年4月)	38経営体 [15.6ha]
3年後の目標 (令和9年4月)	77経営体 [31.2ha]
目 標 (令和12年4月)	116経営体 [46.8ha]

【目標設定の考え方】

新規参入者数については、令和3年度から令和5年度までの3年間の参入者数の合計が38経営体であった現状を踏まえ、今後は、年間13経営体の新規参入を促進し、令和12年4月までに新規参入者数が116経営体以上になることを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農地取得に関する相談対応について

個人や法人の新規参入の情報・相談などに関して、佐賀市などの関係機関と連携・情報共有を図り、個人や法人の農地取得などの相談対応を行い、新規参入を促進する。

イ 企業参入の推進について

担い手が少ない地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段として期待されることから、積極的に企業の参入を推進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

佐賀市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、佐賀市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

参 考

1 農地の売買・賃借などについて（農地法第3条）

【農地の耕作目的の権利設定について】

農地を耕作することを目的として売買や贈与により所有権移転したり、また貸し借りによる賃貸借権、使用貸借権を設定する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。

許可を受けないで行った売買等は農地法上その効力が発生しません。この場合、登記等もできず紛争の原因となるばかりでなく、当事者にとっても損失を招くことになりかねません。

【許可に当たっての要件等】 許可のポイント

(1) 権利を取得しようとする者が、所有する農地の全てについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか（全部効率利用要件）

※ 農業委員会での許可要件の審議に当たっては、①機械、②労働力、③技術の3つの要素の他、通作距離等を併せて、総合的に許可の可否を判断します。

※ 使用貸借権や賃貸借権が設定されている農地について、権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供することが可能となる時期が、申請時から1年以上先である場合は「権利の取得が認められないことが適切」とされています。

(2) 権利を取得しようとする者が、農作業に常時従事すると認められるか（農作業常時従事要件）

(3) 権利取得後に、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められないか（地域との調和要件）

※ 許可要件に該当しない場合として、一体的に利用されている農地の利用を分断するような場合、農業水利が阻害される場合、無農薬や減農薬栽培の取組がされている地域で無農薬栽培等が事実上困難となるような場合、共同防除等の営農活動に支障が生じるおそれのある場合、一般的な借賃の著しい引上げをもたらす場合などが挙げられます。

(4) 「利用権設定」等により、既に賃借権や使用貸借権が設定された農地について権利の取得をする場合は、土地を引き渡すこととなる期限前6か月以内に成立した合意を書面で示した「18条合意解約通知書」又は「使用貸借解約通知書」が必要になります。

【許可を要しない場合など】

(1) 国・県等が権利を取得する場合や、土地収用法による権利の設定・移転

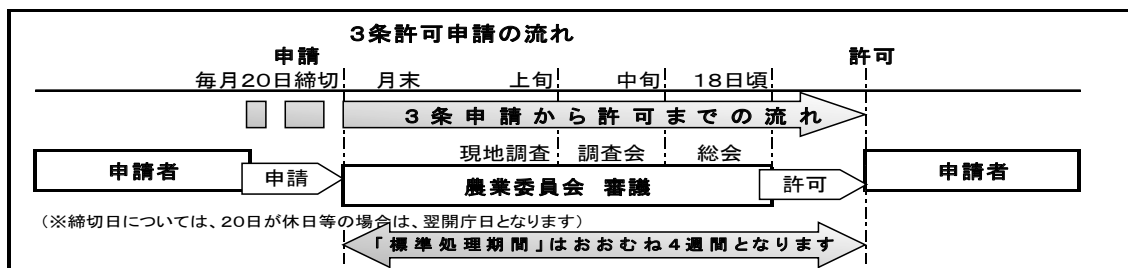
(2) 土地改良法等による交換分合

(3) 農業経営基盤強化促進法による権利の設定・移転

(4) 相続等により権利を取得する場合

※ 相続等で農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3の規定による届出が必要になります（P45参照）。

【申請から許可までの流れ】標準処理期間等



【耕作権について】

農地を借りて耕作している場合、無償で貸借する「使用貸借」と有償で貸借する「賃貸借」がありますが、農地法の許可を得ないで耕作の事業を行う、いわゆる「ヤミ小作」や、仮登記の設定などについては、農地法による耕作権の保護は受けません。

2 農地の相続等の権利取得の届出制度について（農地法第3条の3）

相続等により、農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければなりません。農業委員会は届出の受理後に、届出者等から申出があれば、適正利用が図られるように「あっせん」等を行うこととなります。

届出を要するものは、相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）、時効取得、法人の合併・分割で権利を取得した場合で、取得した者は遅滞なく届けなければなりません。

3 農地の転用について（農地法第4条・5条）

※ 農地を農地以外に利用するためには、農業委員会の許可が必要です。

【農地転用とは】

農地転用とは、農地を住宅や店舗、資材置場、駐車場など、農地以外に利用することです。工事現場事務所や残土置場など一時的に利用する場合も転用に該当します。

農地転用を行うには、事前に農業委員会の許可が必要です（市街化区域内にある農地については、届出が必要となります）。

なお、高設栽培やロボットによる収穫など、農作物の栽培のために、栽培施設の中をコンクリート施工等する場合は農業委員会にご相談ください。内容によっては転用の手続が必要な場合があります（農地法第43条届出）。

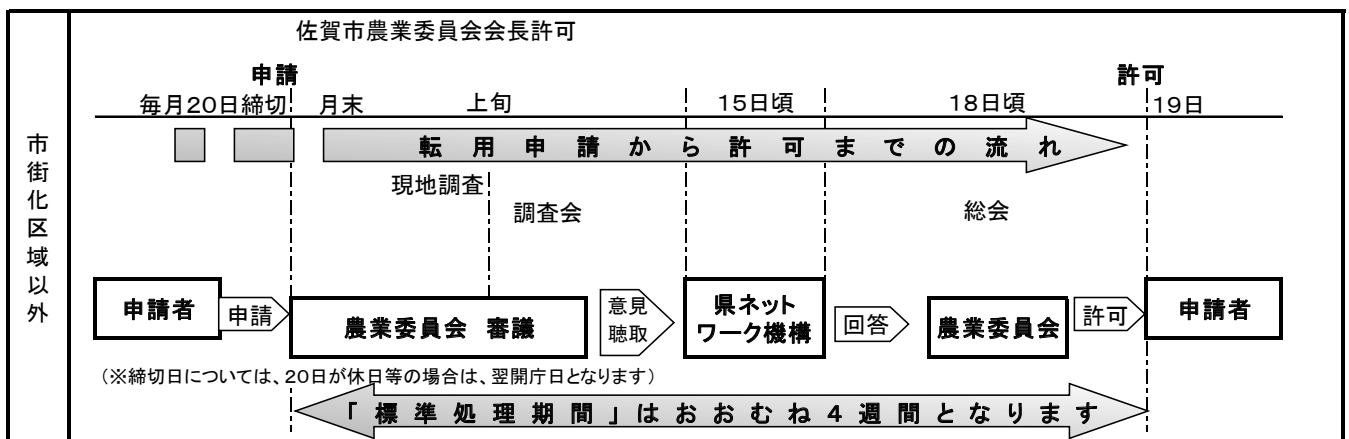
【農地転用は「第4条」と「第5条」の2種類に分類されます】

転用の種類	許可申請(届出)者	許可権者
【4条転用】 農地所有者や賃借権等を有する耕作者自らが、農地を農地以外の目的にする場合	農地所有者、賃借権等を有する者	[市街化区域以外] 農業委員会 ただし、4ha超については、農林水産大臣との協議が必要
【5条転用】 農地所有者や賃借権等を有する耕作者以外の者が、権利移転、設定を伴いながら、農地を農地以外の目的にする場合	農地所有者、賃借権等を有する者及び事業者	[市街化区域] 農業委員会

※代理人が来庁される場合は、委任状が必要になります。

農地を転用する場合には、農地法だけでなく他法令等の規制により、許可申請の手続前に調整が必要になる場合があります。事前に農業委員会事務局窓口にご相談ください。

【農地転用許可申請から許可までの流れ】標準処理期間等 ※市街化区域以外



【農地区分・許可基準】 許可のポイント

農地転用の許可に当たっては、**A) 農地が優良農地か否かの面から見る「立地基準」と、B) 確実に転用事業に供されるか、周辺の営農条件に悪影響を与えないか等の面から見る「一般基準」と2つの基準があり、双方を同時に満たす必要があります。**

A) 立地基準

優良農地を保護する観点から、農地を「農振農用地」「甲種農地」「第1種農地」「第2種農地」「第3種農地」の5つの区分に分けて、農地区分ごとの許可基準と照らし合わせて、許可が可能な土地かどうかを審査するものです。

B) 一般基準

他法令の許可の見込みや、申請人の資金計画、過去の転用等の実績、速やかに転用目的に供するかどうか、面積の妥当性などの「転用実施の確実性」や、周辺農地への「被害防除」など、一般的な項目について審査をするものです。

立地基準、一般基準を同時に満たさなければ、許可とはならない

A) 立地基準

農地区分	農地の土地利用状況等	許可方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において「農用地区域」に指定された区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の ・農業公共投資後8年以内農地 ・集団農地で高性能機械で営農可能農地	原則不許可 ※例外【農業用施設等、土地収用法認定施設、集落接続の住宅等(500㎡以内)】
第1種農地	・10ha以上の広がりがある農地 ・農業公共投資対象農地 ・良好な営農条件を備えている農地	原則不許可 ※例外【農業用施設等、土地収用法対象施設、集落接続の住宅等、市街地に立地困難な施設】
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地 ・市街地近郊で市街化が見込まれる農地	第3種農地等に立地することが困難な場合は許可し得る
第3種農地	・市街地内の農地 ・市街地化の傾向が著しい区域内的の農地 ・都市的整備がされた区域内的の農地	許可し得る

B) 一般基準

転用実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・資力及び信用があると認められること ・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意が書面であること ・遅滞なく転用目的に供すると認められること ・行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みがあること ・農地と併せて使用する土地がある場合には、申請目的に利用する見込みがあること ・農地転用面積が転用目的からみて、適正と認められること ・宅地の造成のみを目的とするものでないこと
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の流出、崩壊等災害を発生させるおそれがないこと ・農業用排水施設の有する機能に、支障を生ずるおそれがないこと ・周辺農地の営農に、支障を生ずるおそれがないこと
一時転用	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事に伴う一時転用等、事業終了後その土地が耕作の目的に供されることが確実に認められること

【農地転用許可済標識の設置について】

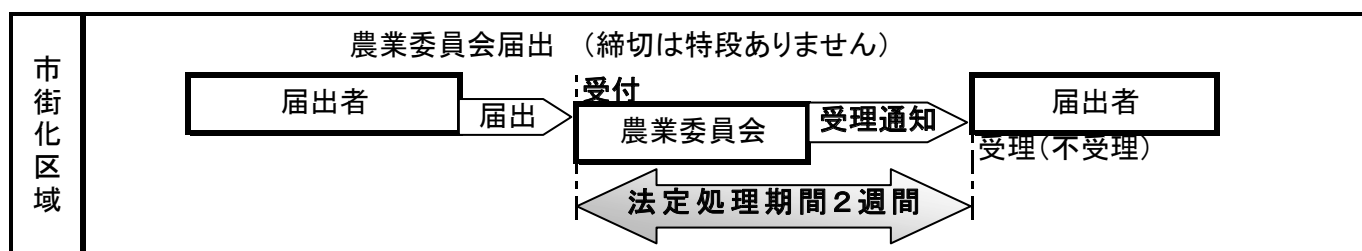
市街化区域以外の転用については、無断転用地と許可地が容易に判別できるよう工事着工から転用工事が完了するまで、右のような「農地転用許可済標識」の設置をお願いしています。

農 地 転 用 許 可 済 標 識	
1 許 可 年 月 日 等	年 月 日 佐市農委 第 一 号
2 許可を受けた土地 (農地)	番
	外 筆 m ²
3 転 用 目 的	
4 転 用 者	住所
	氏名

許可者 佐賀市農業委員会

【市街化区域の農地転用届出】

市街化区域の農地を転用する場合は、農業委員会への届出が必要です。



転用届出書が提出された場合、農業委員会は以下の事項を確認します。

- ・ 届出に係る農地が市街化区域内の土地であるか
- ・ 届出者が、届出に係る農地につき権限を有しているか
- ・ 届出書に法定記載事項が記入されているか
- ・ 法定添付書類が添付されているか

以上の内容を審査し、届出が適法であれば随時受理し、受理通知書を発行します。

【その他】

○農地の形状変更届 (任意)

湿田や耕作条件が悪い農地を、生産性の向上を図る目的で「かさ上げ」等の改良工事を行う場合は、農業委員会への届出をお願いしています。

4 違反転用に対する処分（農地法第 51 条ほか）

【原状回復等の措置と罰則が強化】

転用許可を受けずに農地を転用した場合、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力は生じず、農業委員会は、土地の農業上の利用の確保、他の公益及び関係人の利益を考慮して特に必要があると認めるときは、無断転用者に対しその必要の限度において、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を命ずることができるようになったほか、「罰則を適用することができること」とされています。

また、転用許可を受けた土地が転用目的に供されないまま放置されることは、土地の有効利用、農地法上からみて好ましいことではなく、転用許可に当たっては転用を完了すべき期限等に関して条件を付しており、許可を受けた者がこの許可条件に違反しているときは、事情を調査し、その結果、相当の事由がないにもかかわらず転用事業に着手せず今後も転用事業を確実に行うと認められないときは、農業委員会は「許可の取消し又は許可条件の変更を命ずることができること」とされています。

【罰則規定の内容】

違反転用に対する抑止力を強化する観点から、罰金等が設定されています。（農地法第 64 条）

- 違反転用・・・3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）

5 農地の賃貸借の更新について（農地法第17条）

期間を定めている賃貸借（農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を除く）は、期間が満了する1年前から6か月前までに相手に対し、更新しない旨を通知しなかった場合、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなされます。

6 農地の賃貸借の解約について（農地法第18条）

種 類	摘 要
許可が不要なもの	(1) 信託事業の信託財産を解約又は更新しない場合 (2) 6か月以内に農地等を引き渡すことで合意したことを証明する書面がある場合 (3) 農事調停の場合 (4) 10年以上の期間の定めがある賃貸借を更新しない場合 (30日以内にその旨を農業委員会へ通知)
許可が必要なもの	(1) 賃貸借の解除 (2) 解約の申入れ (3) 合意解約（6か月経過して農地を引き渡す場合） (4) 賃貸借を更新しない場合

7 和解の仲介に関すること（農地法第25条ほか）

農地法等の手續による賃貸借契約や更新・解約又は賃借料に関する事など、農地の利用関係の紛争が生じた場合は、農地法に基づき農業委員会が和解の仲介を行います。

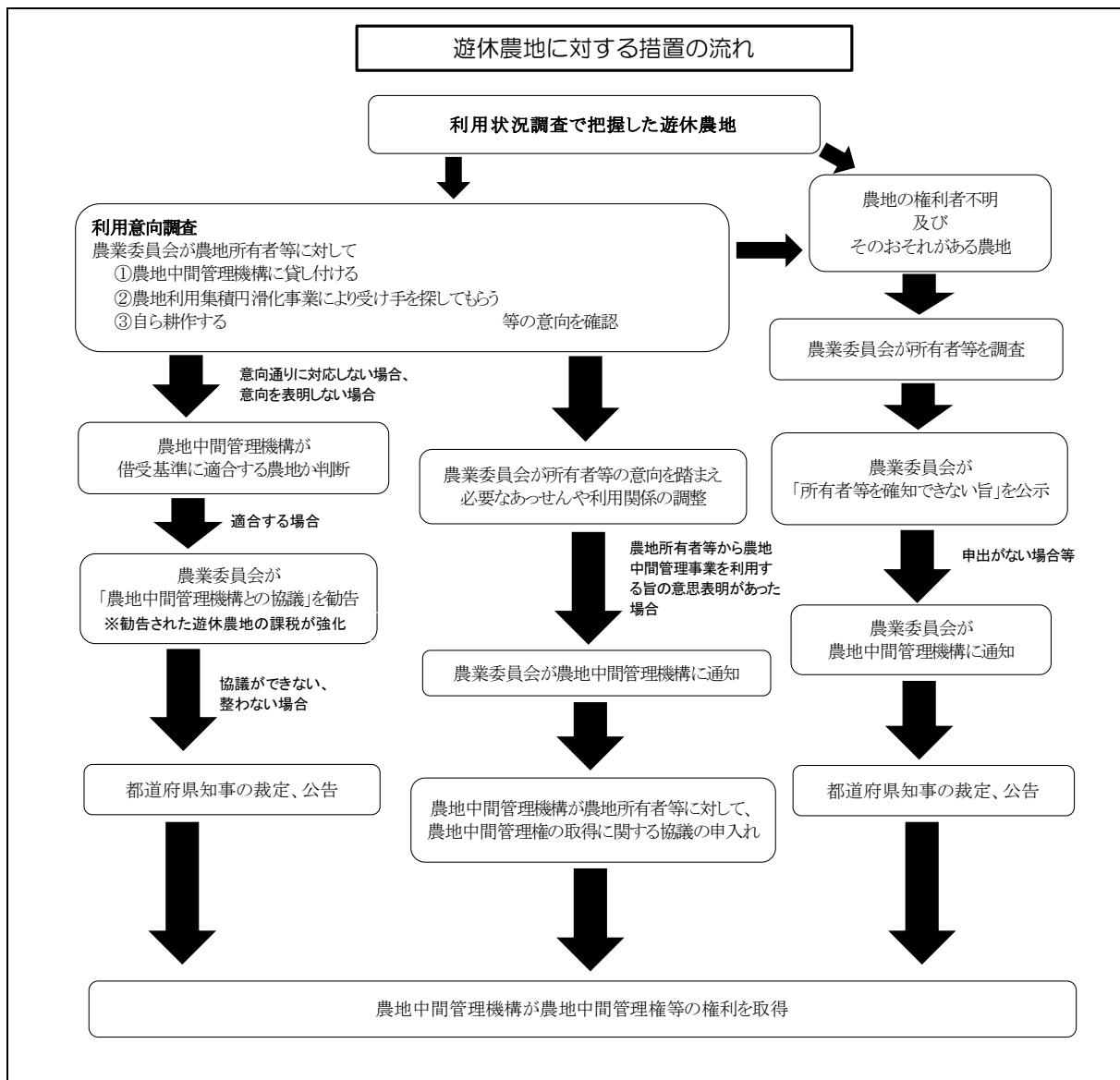


8 遊休農地（耕作放棄地）対策について（農地法第30条ほか）

遊休農地（耕作放棄地）が発生すると雑木や雑草が繁茂し、病虫害や鳥獣害の発生の要因ともなり、また、火災の発生や産業廃棄物等の不法投棄の一因にもなりかねません。

このため農地法では、農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定が設けられています。

このため、農業委員会では管内の全ての農地を対象とし、農地が適正に管理されているか利用状況を調査し、この調査で把握した遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が利用意向調査を実施し、最終的に農地中間管理機構等を活用して、遊休農地の有効利用につなげるまでの手続を農業委員会が中心となって行います。



農地中間管理機構は、担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるために、都道府県に一つ設置されています。

農地中間管理機構は、①農地を借受け、②必要に応じて借り受けた農地の利用条件を整備したうえで、③農地を集約化して担い手に貸付けます。



9 農業経営基盤強化促進法について（農地の貸借・売買）

農業者の高齢化や担い手の減少などから、農地を貸したい、売りたいという人が年々増加しています。

こうしたことから、農業委員会では、担い手への農地の集積、遊休農地の発生防止・解消などに積極的に取り組み、農地利用の最適化を推進していくことが大変重要となっています。

市が定める基本構想に基づき、農業者からの申出等により、市が農用地利用集積計画を作成して公告することで、農地の貸借や売買を行うことができます。

（1）利用権設定等促進事業（農地の貸借）

ア 事業の特徴

（ア）農地の貸借について、農地法の許可手続きが不要です。

（イ）貸借期間満了後は、自動的に貸借関係は消滅し、確実に農地が所有者へ返還されます。

（ウ）借り手は、貸借期間中は安心して耕作ができます。

また、再設定することにより、継続して借りることも可能です。

イ 事業対象者（借り手）の要件

（ア）農地のすべてを効率的に利用して耕作すること。

（イ）農業経営者として農業に従事していること。

ウ 対象農地

市街化区域を除く市内全域の農業振興地域内の農地

エ 受付と公告

市では、利用権設定申出書の受付、農用地利用集積計画の公告を次のとおり行っています。

【受付締切日】毎月 20 日（分室は毎月 17 日） ※閉庁日の場合は、翌開庁日

【公 告 日】翌月最終開庁日

（2）農地売買等特例事業（農地の売買） ※あっせん売買制度

ア 事業内容

農地の出し手と農地の受け手との間に、農業委員や農地利用最適化推進委員が入り、農用地等のあっせん調整を行い、調整が整った農地について、出し手が公社に売渡し、受け手が公社から買受ける事業です。

イ 事業対象者（受け手）の要件

（ア）農地のすべてを効率的に利用して耕作すること。

（イ）農業経営者として農業に従事していること。

（ウ）取得後の経営面積が 210 アール（大和町松梅地区・八反原地区、富士町、三瀬村については 121 アール）以上あること。

（エ）認定農業者や認定新規就農者、法人の中心構成員等であること。

（オ）所有権移転を受ける農地と現に耕作中の農地との合計面積が、概ね 1 ヘクタール以上の団地形成となること。 ※中山間地域は 0.5 ヘクタール以上

ウ 対象農地

農業振興地域内にある農用地区域内の農地（青地の農地）

エ 優遇措置

(ア) 出し手のメリット

譲渡所得税の軽減

令和6年4月1日現在

	農地売買等特例事業 (あっせん事業)	
	譲渡所得税特別控除額	通常
	買入協議制度	1,500万円まで

<買入協議制度とは>

農地所有者から農業委員会に対して、農地のあっせん申出（売却希望申出）があった場合に、農業委員会が利用調整を行ってもなお、売却希望者と購入希望者双方の合意が得られない場合などに、この制度を利用して確実に担い手（認定農業者等）へ優良農地の集積を図るものです。

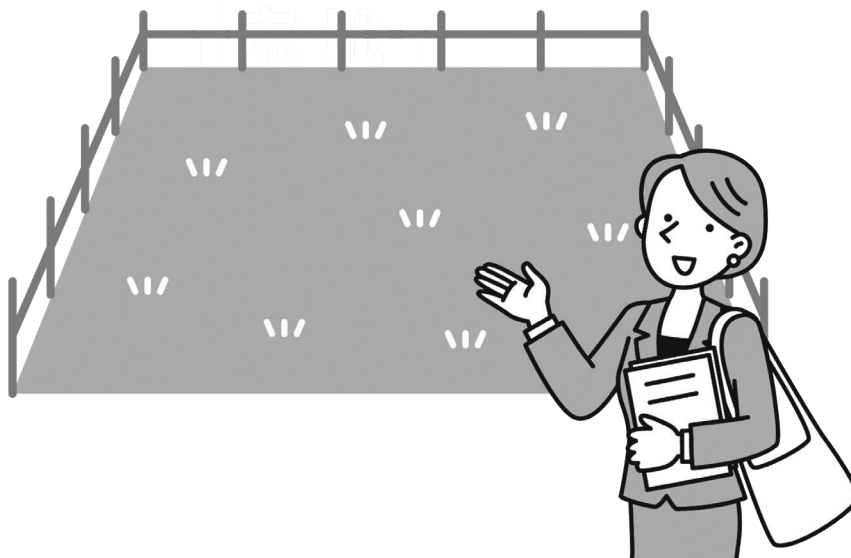
(イ) 受け手のメリット

不動産取得税、登録免許税の軽減

令和6年4月1日現在

	農地売買等特例事業 (あっせん事業)	通常の所有権移転
不動産取得税	固定資産評価額 $\times \frac{3}{100} \times \frac{2}{3}$	固定資産評価額 $\times \frac{3}{100}$
登録免許税	固定資産評価額 $\times \frac{10}{1000}$	固定資産評価額 $\times \frac{20}{1000}$

※この事業での売買価格は、原則、近傍類似の価格となります。



10 農地の名義変更について

相続又は売買等により取得し、耕作する農地を第三者に対して「完全に所有していること」を主張するには、法務局に所有権の登記をしなければなりません。この場合、相続や一部の例外を除き農業委員会で農地法の許可を受けることが必要です。

(1) 売買による変更

対価を支払うことにより農地の引渡しを受ける場合

(2) 交換による変更

取得する農地と等価の農地を相手方に譲渡する場合

(3) 贈与による変更

無償で農地を譲渡する場合

ア 部分贈与

所有している農地の一部を譲渡することです。

イ 一括贈与

所有している農地全部を1人の後継者に譲渡することです。

ウ 遺贈

遺言により財産の全部又は一部を無償で譲渡することです。

(ア) 包括遺贈

所有している農地を全部又は1/2など一定の割合を示して譲渡する場合は、農地法の許可を要しませんが、農業委員会に届出をしていただくこととなります。

(イ) 特定遺贈

所有している農地のうち特定した農地を譲渡する場合、相続人に対する特定遺贈の場合は農地法の許可を要しませんが、農業委員会に届出をしていただくこととなります。

また、相続人以外に対する特定遺贈の場合は、農地法の許可が必要です。

※P45「2 農地の相続等の権利取得の届出制度について」参照

(4) 相続による変更

所有者の死亡により、その所有していた農地を民法に定める法定相続人が無償で引き継ぐ場合

ア 法定相続

民法に定められた割合で共同で相続します。相続人の1人が単独で登記することもできます。

イ 遺産分割

相続人全員の話し合いによって「遺産分割協議書」を作成します。

※上記ア、イの場合は、農業委員会に届出をしていただくことになります。

※P45「2 農地の相続等の権利取得の届出制度について」参照

(5) 遺言書

ア 自筆証書遺言

文章・日付・氏名のすべてを自分で書き押印します。相続する場合、遺言書を家庭裁判所に提出し検認を受けなければなりません。

イ 公正証書遺言

遺言する本人が公証役場に行き、2人以上立会いした上で公証人に口授して作成します。証書は公証役場に一通保存され、家庭裁判所の検認の必要もなく、最も一般的で確実な方法です。

ウ 遺言の撤回

新しい遺言書を作成した場合または遺言書の生前処分が遺言書の内容と異なる場合は、その相違する部分について、以前の遺言は撤回したことになります。



11 農業者年金制度について

(1) 農業者年金制度の改正

農業者年金制度は、農業者の老後の生活安定と農業経営の世代交代の促進などを目的として昭和46年1月に創設され、着実に農業者の皆さんに定着していましたが、その後、農業の担い手不足や農業者の高齢化が進み、農業者年金への加入者は減少する一方で、受給者は増加したため、抜本的な制度の見直しが必要となり、平成14年1月から新しい農業者年金制度がスタートしました。(以下、平成13年12月までの農業者年金を「旧制度」、平成14年1月からの農業者年金を「新制度」という。)

(2) 新制度の農業者年金

ア 積立方式

自分の年金原資を自分で積立てる積立方式の確定拠出型年金です。加入者数等に左右されにくく、長期に安定した制度となっています。

イ 加入要件

- ◎ 20歳以上65歳未満の者(ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限りません)
- ◎ 国民年金の第1号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者(ただし、保険料納付免除者でないこと)
- ◎ 年間60日以上農業に従事する者
 - ※ 農業者年金に加入する場合、国民年金の付加年金への加入が必要です。
 - ※ 国民年金基金や確定拠出年金との重複加入はできません。

ウ 加入の種類

- ◎ 通常加入
 - 上記イの加入要件を満たす者が加入できます。
- ◎ 政策支援加入
 - 上記イの加入要件を満たし、かつ、次の要件の全てを満たす者が加入できます。
 - ・20年要件
60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれること
 - ・所得要件
農業所得(経費控除後)が900万円以下であること
 - ・担い手要件
認定農業者で青色申告者であることなど、下記エの表にある区分1から5のいずれかに該当すること

エ 保険料

◎ 通常保険料

- ・通常加入した者が納付する保険料です。
- ・保険料は、月額 1 万円から 6 万 7 千円までの間で、千円単位で加入者が決定し、いつでも変更できます。
 ※ただし、2 万円未満で加入するには、35 歳未満で認定農業者に該当しない等の一定の要件を満たす必要があります。
- ・毎年 11 月 15 日までに申し出れば翌年分の前納納付（1 年分の一括納付）ができます。

◎ 特例保険料

- ・政策支援加入した者が納付する保険料です。
- ・保険料 2 万円（固定）から国庫補助額を除いた金額を納付します。
- ・最長 20 年間補助を受けることができます。
 （35 歳未満は要件を満たしている全ての期間、35 歳以上は 10 年間で限度）
- ・納付の額は政策支援の区分及び年齢に応じて次の表のとおりとなります。

◆国庫補助対象者と補助額

[保険料は月額 2 万円に固定]

区分	必要な要件	国庫補助額（月額）	
		35 歳未満	35 歳以上
1	認定農業者かつ青色申告者である経営主	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
2	認定就農者かつ青色申告者である経営主	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
3	区分 1 又は区分 2 の要件を満たしている経営主と家族経営協定を締結した配偶者又は直系卑属	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
4	認定農業者又は青色申告者である農業経営者で、3 年以内に区分 1 を満たすことを約束した者	6,000 円 (3 割)	4,000 円 (2 割)
5	区分 1 又は区分 2 の要件を満たしていない経営主の直系卑属で、かつ 35 歳未満の後継者で、35 歳まで（25 歳未満の者は 10 年以内）に、区分 1 を満たすことを約束した者	6,000 円 (3 割)	

※政策支援の額を受給（特例付加年金）するためには、受給前に後継者等への経営継承（受給者の農業経営からの引退）が必要となります。

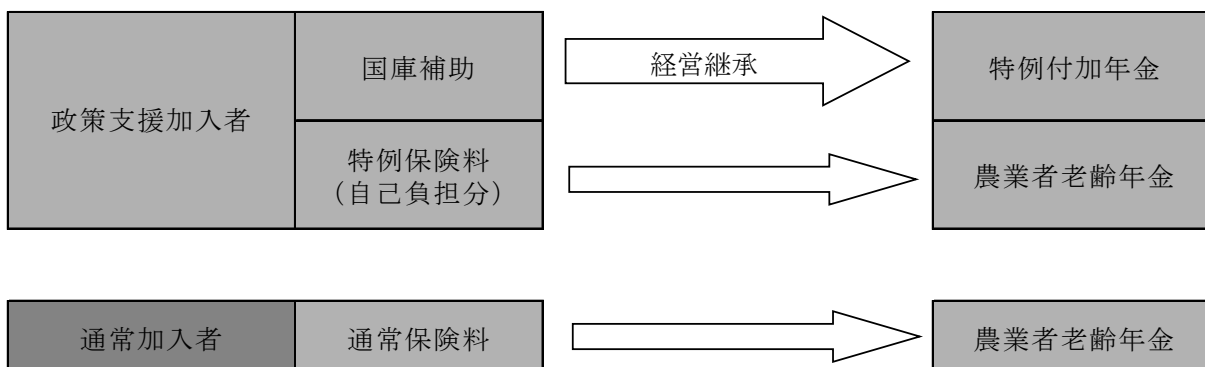
※35 歳未満で加入した方は、35 歳から自動的に 35 歳以上の額に変更されます。

※区分 1 の認定農業者は、農業法人として認定を受けている方を除きます。

※区分 3 及び区分 5 の加入者は、年間農業従事日数が 150 日以上である必要があります。

オ 年金給付

年金給付の種類は、農業者老齢年金と特例付加年金です。



(ア) 農業者老齢年金

- ・通常保険料、特例保険料及びその運用収入の総額を基礎とする終身年金です。
- ・65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択できます。なお、60歳まで繰上げ受給を選択することもできます。

(イ) 特例付加年金

- ・保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎とする終身年金です。
- ・原則65歳に達し、20年要件を満たす者が、農地等及び特定農業用施設の全てについて後継者又は第三者に権利の移転・設定を行い、農業を営む者でなくなった時から受給できます。
- ・農業経営を再開した場合は、支給停止となります。

カ 年金の支払

年金は3か月分ずつ年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて支払われます。支払日は各月の10日(土・日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日)です。ただし、年額が12万円未満の場合は、年1回11月に支払われます。

キ 死亡一時金

加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡したときに、その者と生計を一にする遺族に一時金として支給されます。

◎ 死亡一時金の額

- ・死亡した月の翌月から80歳に達する月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額

◎ 遺族の範囲

- ・死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹(順位は記載順)であって、死亡当時に生計を一にしていた者

(3) 旧制度の農業者年金

ア 年金給付

年金給付の種類は、農業者老齢年金と経営移譲年金です。

(ア) 農業者老齢年金

- ・ 経営移譲年金の受給者以外の者で、保険料納付済期間等が 20 年以上ある者が 65 歳に達した時に受給する年金です。

(イ) 経営移譲年金

- ・ 65 歳の誕生日の前々日までに、自分名義の農地等の権利を 60 歳未満の後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転または設定（期間 10 年以上）して、農業経営から引退した場合に受給できます。
- ・ 経営移譲終了日の 1 年前の日に所有地、借入地等、自分名義の耕作農地等の面積が 30 アール以上必要です。
- ・ 農業者年金の経営移譲は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、実体の伴った経営移譲であることが必要です。このため、農業共済に係る共済関係の名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義及び農業所得に係る所得申告の名義の変更が必要です。
- ・ 経営移譲年金の受給権者が農業経営を再開したときや、自分名義の農地を売却したり、転用したりしたときは、経営移譲年金が支給停止となる場合があります。

イ 年金の支払

年金は 3 か月分ずつ年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）に分けて支払われます。支払日は各月の 10 日（土・日曜日または祝日の場合は、その直前の平日）です。

ウ 死亡一時金

保険料の納付済月数が 36 か月以上ある者で、年金を受給する前に死亡した場合等に遺族に支給されます。

【遺族の範囲】

- ・ 死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹（順位は記載順）であって、死亡当時に生計を一にしていた者

(4) 現況届

受給者は、毎年 6 月中に、現況届を農業委員会に提出しなければなりません。現況届は、経営移譲年金及び特例付加年金若しくは農業者老齢年金を受給している方が生存しているかどうか、また、経営移譲年金及び特例付加年金にあっては農業再開や農地等の返還がなされていないかどうかを確認するための届出です。

現況届を提出しなければならない方は、前年の 6 月 30 日以前に経営移譲年金、特例付加年金、農業者老齢年金の裁定を受けた方です。

なお、提出されていない方については、11月の定期支払から年金の支払が差し止めとなります。

(5) 年金受給相談

農業委員会では農業者年金の加入者を対象に、特例付加年金や老齢年金に関する説明会や農業者年金受給に関する相談対応も適宜行っていますので、お気軽にご相談ください。

12 各種申請等の手続に必要な書類について

◎ 農地法関係

◇農地法第3条許可申請

農地等を農地のまま譲渡したり、貸借したりする場合

種 別	申請者別	添 付 書 類
売買・貸借	譲渡人 (貸付人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ・ 印鑑証明書（使用貸借は不要） ※登記簿の住所とつながらない場合は、住民票など
	譲受人 (借受人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票謄本（市外居住者の場合） ・ 耕作証明書（市外居住者の場合） ・ 営農計画書（新規就農者、遠距離通作者、市外居住者等の場合） ・ 通作経路図（遠距離通作者、市外居住者等の場合）
あっせん 交換	譲渡人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ・ 印鑑証明書 ※登記簿の住所とつながらない場合は、住民票など
	譲受人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票謄本（市外居住者の場合） ・ 耕作証明書（市外居住者の場合） ・ 字図、案内図 ・ 固定資産評価証明書 ・ 市街化調整区域である証明
生前一括贈与 (納税猶予を 受ける場合)	贈与者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産評価証明書（名寄帳で可） ・ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ・ 印鑑証明書 ※登記簿の住所とつながらない場合は、住民票など
	受贈者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票謄本（市外居住者の場合） ・ 戸籍謄本 ・ 耕作証明書（市外居住者の場合）

☆ 圃場整備実施地区（換地登記未済地区）については、一時利用指定通知書が必要です。

☆ 法人が農地を取得する場合は、上記のほか法人登記簿や定款等が、適格法人の場合は、更に「農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）」が必要です。

☆ 法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

◇農地法第4条・5条許可申請等

種 別	添 付 書 類 (各1部)	
	市街化区域以外 (許可申請)	市街化区域 (届出)
農地法第4条 ※自己所有地 を転用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○土地登記事項証明書 (全部事項証明書) ○字図 ○管内図 (縮尺1/30,000程度) ○案内図 (縮尺1/1,500程度) ○土地利用計画図 (排水計画等を入れた配置図) ○計画断面図 (護岸・土留含む) ○建物・施設の平面図・立面図等 ○承諾書 (隣接農地所有者・耕作者) ※任意 ○見積書 ○資金証明書 (残高・融資証明書等) ○事業計画書 (店舗・資材置場等) ○賃貸借・使用貸借の場合は契約書の写し ○土地改良区の意見書 (田の場合) ○排水同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地登記事項証明書 (全部事項証明書) ○字図 ○案内図 (縮尺1/1,500程度)
農地法第5条 ※農地を購入 又は借り入れて 転用する場合	<p style="text-align: center;">上記4条の書類に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○譲渡人・・・印鑑証明 ○譲受人 <ul style="list-style-type: none"> 個人・・・住民票 (市外居住者の場合) 法人・・・登記事項証明書 (全部事項証明書) 印鑑証明書 定款または寄付行為 	<p style="text-align: center;">上記4条の書類に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人・・・住民票 (市外居住者の場合) ○法人・・・登記事項証明書 (全部事項証明書) (開発許可書の写しを添付した 場合は不要)
4条・5条 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ※開発許可を要するもの 市建築指導課へ許可申請書の提出 ※資材置場・駐車場等 <ul style="list-style-type: none"> ●確約書 (建物を建てない旨) ●拡張・移転等の申請の場合 現在地の位置図及び利用状況図 ※一時転用の場合 転用者の農地復元確約書 ※公有水面の占用、里道の払下げ等を必要とする場合 許認可申請書の写し ※申請地が農用地の場合 農振除外終了後の受付になります ※申請地が圃場整備事業の一時利用指定地の場合 「一時利用指定通知書」「異種目換地指定通知書」 「換地確約書」「用途証明書」「一時利用指定図」 が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ※土地区画整理区域内の場合 土地区画整理組合の意見書 仮換地指定図 区画の全体図 ※一時転用の場合 転用者の農地復元確約書

注意 転用目的によっては、上記以外の添付書類も必要になります。農業委員会事務局にご相談ください。

◇農地等形状変更届（任意）

農地のかさ上げなど形状を変更する場合

添 付 書 類（各1部）		備 考
○土地登記事項証明書 （全部事項証明書）	○承諾書 （隣接農地所有者・耕作者）	断面図は、切り土・盛り土 の高さがわかるもの
○案 内 図	○平面図・断面図	
○字 図		
○土地改良区の意見書（田の場合）		

◎農業経営基盤強化促進法関係

◇農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等の申出

種 別	申請者別	添 付 書 類（各1部）
賃借権 使用貸借権	貸 付 人	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・相続登記が済んでいない場合は、法定相続人の確認のために、所有者等の15歳頃から亡くなるまでの戸籍謄本等と相続関係説明図 〔農地の所有者が変わった場合等〕 ・土地登記事項証明書（全部事項証明書） 〔市外居住者の場合〕 ・住民票抄本
	借 受 人	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 〔市外居住者の場合〕 ・住民票抄本 ※耕作証明書を提出された方は不要です。 ・耕作証明書
所有権移転	譲 渡 人	<ul style="list-style-type: none"> ・土地登記事項証明書（全部事項証明書） ・字図 ・対象農地の固定資産評価証明書 ・農業振興地域内の農用地についての証明 ・印鑑証明書 ・実印 〔市外居住者の場合〕 ・住民票抄本
	譲 受 人	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票抄本 ・印鑑証明書 ・実印

※ほ場整備実施地区（換地登記未済地区）については、参考として一時利用地指定通知書に記載された仮地番等が必要です。

13 各種証明書の交付について

証明の種類	主たる用途	証明手数料	
農地法第3条許可済証明	○所有権移転登記等 (法務局)	300 円	
農地法第4・5条許可済証明	○建築確認申請 (市建築指導課)		
農地法第4・5条届出受理済証明	○個人住宅建設資金申込 (住宅金融支援機構)		
譲渡所得の特別控除に係る土地等についての証明	○農地売買等特例事業(あっせん売買) による特別控除の適用を受けるため (税務署)		
引き続き農業経営を行っている旨の証明	○生前一括贈与した場合の贈与税、相続税の納税猶予の適用を受けるため (税務署)		
特定事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る土地等の買換えについて農業委員会が適当であると認める証明	○市街化区域内の農地を売って調整区域内の農地を買換える場合、通常5倍までの面積となっているが、農業委員会の証明があれば10倍まで買換えが認められる (税務署)		
耕作証明	○軽油引取税の課税免除を受ける場合 (県税事務所) ○市内居住者が他市町村に農地を求める場合 (農業委員会) ○農家住宅の建築を申請する場合 (市建築指導課)		
登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明	○農地売買等特例事業(あっせん売買)により、県農業公社から農地を取得する場合 (農業委員会)		
農地法第4条第1項第8号、同法施行規則第29条第1号に該当し、農地法第4条の規定による許可を要しない証明	○建築確認申請 (市建築指導課)		無 料
転用完了証明	○地目変更申請 (法務局)		